

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について

[昭和 54 年 8 月 23 日 54 林野企第 83 号林野庁長官通知]
最終改正 令和 5 年 3 月 30 日 4 林政企第 80 号

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和 54 年法律第 51 号。以下「法」という。）及び林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和 54 年政令第 205 号。以下「令」という。）の施行については、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行について」（昭和 54 年 8 月 23 日付け 54 林野企第 82 号農林水産事務次官依命通知。以下「次官通知」という。）によりその運用に関する大綱が定められているが、その実施に当たっては、下記事項に留意されたい。

記

第 1 基本構想について

1 基本構想の報告の手続

基本構想の農林水産大臣に対する報告は、参考様式第 1 号により行うものとする。

2 基本構想の策定に当たり留意すべき事項

(1) 次官通知の記の第 2 の 2 の 1 の (2) のアの「林業経営基盤の強化に関する目標」については、各都道府県の林業経営をめぐる実態を踏まえ、地域の林業の主たる担い手として育成すべき林業経営体及び林業事業体が目指すべき林業経営基盤の強化に関する目標を記載するものである。

ア 林業経営体のうち林家にあっては、主たる従事者の生涯所得が基本的には地域における他産業従事者と遜色のない水準を確保（木材生産による所得を補完する観点から特用林産物等による所得を含む。）することとし、例えば、「年間林業所得を〇〇〇～〇〇〇万円程度とする。」等として示すこととする。

イ 林業経営体のうち林家が法人化した会社にあつては、継続的な林業生産活動を行い、これに必要な適切な経費を支出した上で利益の確保を達成することとし、例えば、「年間林業粗利益を〇〇〇～〇〇〇万円程度とする。」等として示すこととする。

ウ 森林整備法人、公有林を管理する地方公共団体等のように所得の目標等を示すことが不適切な場合は、効率的な事業の推進を図るための計画的・安定的な事業計画及び生産技術の向上等の経営方針を目標として示すものとする。

エ 林業事業体にあつては、生産性の高い林業生産活動を行い、これに必要な適切な経費を支出した上で利益を確保することとし、例えば、「年間林業粗利益を〇〇〇～〇〇〇万円程度とする。」等として示すこととする。

(2) 次官通知の記の第 2 の 2 の 1 の (2) のイの「林業経営の規模、生産方式等に関する

る林業経営の類型ごとの指標」については、林業経営基盤の強化の仕方が、林業経営体にあっては自己森林経営型、自己森林+施業受託経営型等、林業事業体にあっては造林事業主体型、素材生産主体型等のように、林業経営の類型ごとに異なると考えられることから、各都道府県における主要な経営類型（別添1参照）ごとに経営規模、生産方式、経営管理の方法及び事業実行の方式等を具体的な指標によって示すものとする（別添2参照）。

なお、これらの指標は、個別林家、会社等の林業経営体や森林組合、素材生産事業体等の林業事業体の経営改善を想定したものであり、森林整備法人等については、経営規模の拡大等の指標を同様に記載させることは現実的ではないと考えられることから、適宜工夫するものとする（別添3参照）。

- (3) 次官通知の記の第2の2の1の(2)のウの「木材の生産及び流通の合理化に関する目標」については、国の基本方針に定められている、木材の生産及び流通を担う事業体の経営改善並びに事業者間の連携の強化等による木材の生産部門及び流通部門の構造改善の推進について、各都道府県の実態に即してその方向性を記載するものとする。なお、木材の生産及び流通の広域性についても十分配慮するものとする。

木材の生産及び流通を担う事業体については林業経営体と一体的に合理化を推進していくという位置付けであり、事業者の経営全体の改善を図るというよりは、木材の生産、流通部門の合理化を図ることに重点が置かれているため、林業経営体の場合とは異なり、事業者の経営の改善目標を明らかにし、これに向けて経営全体の計画的な改善を図っていくことまでは必要ないと考えており、林業経営体について示している改善目標や指標のような具体的な目標を掲げることは想定していない。

第2 林業経営改善計画について

1 林業経営改善計画の作成に当たり留意すべき事項

- (1) 次官通知の記の第3の2の(2)のアのただし書の規定により数人共同して林業経営改善計画を作成する場合における「森林」の要件は、次のとおりとする。

ア その森林の面積が当該森林を含む小流域の森林（森林法施行令（昭和26年政令第276号）第3条第1号の規定により市町村の長が指定する森林の面積を除く。）の面積の2分の1以上であること。

イ アの面積の基準となる小流域は、尾根筋等の天然地形や、森林の更新、立木の保護等に影響を及ぼす主風、積雪等の気象条件等の自然的条件及び林道、作業道、木材集積場等森林施業の実施に必要な施設の整備の状況からみて、造林、保育、伐採及び木材の搬出が一体として効率的に行われ得る林班又は連たんする複数林班（林班が隣接している場合に限る。）のまとまりを有していると認められること。

- (2) 次官通知の記の第6の2の資金のうち、おおむね500ヘクタール以上の面積を有し、かつ、集団的に存在する森林について施業を行うと見込まれる者に委託し

て行う当該森林の一部に係る造林についての措置に必要なものを借り受けようとする場合には、林業経営改善計画に記載する「林業経営の改善に関する目標を達成するためとるべき措置」のうち「事業実行方式の改善に関する目標」におおむね 500 ヘクタール以上の集団的に存在する森林について施業を行うと見込まれる者への積極的な施業委託を記載するものとする。

また、次官通知の記の第 6 の 2 の資金のうち、単層林を複層林に転換するために行う造林についての措置に必要なものを借り受けようとする場合には、林業経営改善計画に記載する「林業経営の改善の方向の概要」に複層林へ転換するための施業導入の考え方について記載するとともに、「林業経営の規模の拡大等に関する目標」に森林の取得等について記載するものとする。

- (3) 申請者が森林整備法人又は地方公共団体の場合、林業経営の改善に関する目標のうち林業経営の規模の拡大等に関する目標については記載を要しないこととし、生産方式の合理化、経営管理の方法、事業実行方式について記載するものとする。

2 林業経営改善計画の認定の申請の手続

林業経営改善計画の認定の申請は、別記様式 1 により申請書 1 通及びその写し 2 通に所要の添付資料を添えて、当該林業経営改善計画の対象とする森林の所在地を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

3 林業経営改善計画の認定に当たり留意すべき事項

- (1) 林業経営改善計画が基本構想に照らして適切であるかどうかを判断する基準は次のとおりである。

ア 「林業経営の規模の拡大等に関する目標」については、基本構想で示された類型ごとの指標の経営規模を上回る場合は当然適切なものと判断するが、下回る場合でも、目標とする経営規模がおおむね指標の経営規模に近い水準で、結果的に所得水準等基本構想における林業経営基盤の強化に関する目標が達成されると見込まれるときは、これを適切と判断して差し支えない。

イ 「生産方式の合理化に関する目標」については、基本構想で示された類型ごとの生産方式におおむね準拠している場合には適切なものと判断する。なお、基本構想で示された生産方式以外の新しい生産方式等を取り入れている場合は、その生産方式による効果を見込んだ上で適切であるかどうかを判断して差し支えない。

ウ 「経営管理の合理化に関する目標」及び「事業実行方式の改善に関する目標」については、当該申請者が経営の改善に努め、基本構想で示されたこれらに関する指標に向かって努力を続けるものと見込まれる場合に、これを適切と判断して差し支えない。

エ 林業経営改善計画に記載された所得等そのものは認定の基準にはしないものとし、林業経営改善計画に記載された内容を総合的に勘案して、基本構想で示された目標所得等を実現し得るか否かを判断するものとする。

オ 基本構想で示された経営類型に該当しない経営の林業経営改善計画の認定に

当たっては、類似の経営類型をもとに判断するものとするが、類似のものがないときは、目標とする所得等が当該計画に記載された内容を総合的に勘案して実現し得るか否かを判断するものとする。

カ 現在の経営が基本構想で示された指標を既に上回る者からの申請については、当該申請に係る林業経営改善計画の内容が一層の経営改善を図ろうとするものであれば、適切であると判断するものとする。

キ 林業経営体にあつては、2都道府県以上にまたがって所在する別個の団地についてそれぞれ林業経営改善計画を作成する者からの申請については、必要に応じ、他の都道府県に係る林業経営改善計画の内容を踏まえて適否を判断するものとする。

(2) 次官通知の記の第3の3の(3)の規定の運用に当たっては、林業経営改善計画の対象とする森林について森林法（昭和26年法律第249号）第11条第5項の森林経営計画の認定（同法第12条第3項において読み替えて準用する同法第11条第5項の変更を含む。以下同じ。）を受けている場合にあつては林業経営改善計画に記載された林業経営の改善に関する目標を達成するため必要な事項が当該認定に係る森林経営計画に即しているか否かにより、当該認定を受けていない場合にあつては3年以内に認定を受けることが確実であると認められる場合に限りその適否を判断するものとする。

ただし、次官通知の記の第5の3の資金の特例を受けようとする者にあつては、林地保有の合理化に寄与するものとして林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行規則（平成5年農林水産省令第35号。以下「規則」という。）第2条で定める森林の取得についての措置の要件について、次のア及びイを同時に満たす森林の取得についての措置に限りその適否を判断するものとする。なお、都道府県知事は、アの(ア)及び(イ)までに定める森林の取得についてその適否を判断しようとするときは、事前に市町村の長との間で、間伐又は保育についての命令又は勧告の有無の確認等連絡調整を図るものとする。

ア 「林業上の利用の増進を図る必要がある森林」とは、以下のいずれかの森林であること。

(ア) 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第42条第1項に定める災害等防止措置命令に係る森林（主伐の実施を除く。）

(イ) 森林法第39条の4第1項第1号の規定により定められた要整備森林

(ウ) その他地域において標準的と認められる施業体系（森林法第5条の地域森林計画、森林法第10条の5の市町村森林整備計画等）からみて間伐・保育等の施業管理が適切に行われていない森林

(エ) 上記(ア)から(ウ)の森林と当該借受者が既に所有している森林の間に介在しており一体的に取得する必要があると認められる森林。ただし、上記(ア)から(ウ)の要件に該当する森林の面積を上回らないものである場合に限る。

イ 「地形その他の自然的条件及び林道の開設その他の林業生産の基盤の整備の状況からみて法第5条第3項に規定する資金の貸付けを受けようとする者が森

林所有者である森林と一体として効率的に施業を行うことが可能である森林」とは、当該借受者が所有している森林と隣接する森林、同一の小流域に所在する森林、同一の林道の利用区域内に所在する森林等であって、借受者が所有する森林と一体として施業が行われ得る団地的まとまりを有していると認められるものであること。

(3) 都道府県知事は、林業経営改善計画を認定したときは、別記様式2によりその旨を本人に通知するとともに、その借り入れる資金の別に応じ、別記様式3により株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）、第7の4の(3)の資金供給契約を締結している金融機関又は法第9条第1項の資金の貸付けに係る融資機関（4の(2)及び(3)において「公庫等」という。）に通知するものとする。

4 林業経営改善計画の変更及び取消し

(1) 林業経営改善計画の変更の認定の申請は、別記様式4により申請書1通及びその写し2通に所要の添付資料を添えて当該林業経営改善計画の対象とする森林の所在地を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

(2) 都道府県知事は、林業経営改善計画の変更の認定をしたときは、別記様式2によりその旨を本人に通知するとともに、その借り入れる資金の別に応じ、別記様式3により、公庫等に通知するものとする。

(3) 都道府県知事は、林業経営改善計画の認定の取消しをしたときは、その旨を本人に通知するとともに、その借り入れる資金の別に応じ、公庫等に通知するものとする。

第3 合理化計画の作成

1 事業経営改善計画

(1) 都道府県知事は、その管轄する都道府県の区域内に住所を有する次に掲げる者の申請に基づき、その者の作成する木材の生産又は流通の合理化を図るための計画（以下「合理化計画」という。）であって生産行程の改善、経営管理の合理化その他の事業の経営改善に関する措置を内容とするもの（以下「事業経営改善計画」という。）が適当である旨の認定をすることができる。

ア 森林組合又は森林組合連合会

イ 森林所有者（森林法第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）

又はその組織する団体

ウ 素材生産業を営む者又はその組織する団体

エ 木材製造業を営む者又はその組織する団体

オ 木材卸売業を営む者又はその組織する団体

カ 木材市場を開設する者又はその組織する団体

(2) (1)のイからカまでに掲げる「団体」とは、必ずしも法人格を有することを要しないが、法人格を有しない団体については、おおむね4人（次に掲げる者に係るものにあつては2人）以上の者をもって構成する同一目的を有する組織体（以下「数人共同の事業体」という。）として存在し、目的、名称、代表者等に関する定

めを備えていることが必要である。

ア 第8の1の(1)のアの素材生産等促進資金を借り受けようとする者(木材の年間取扱量の合計がおおむね3,000立方メートル以上の者又は間伐等に係る素材生産又は間伐材等の素材若しくはこれらに係る製品の引取りの事業を計画する者に限る。)

イ 第8の1の(1)のイの新規需要創出資金を借り受けようとする者

ウ 日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)第2条第3項に規定する登録認証機関の認証を受けた木材製造業を営む者又は1年以内に当該認証を受けることが確実と見込まれる木材製造業を営む者(以下「JAS認証業者等」という。)

(3) (1)のイからカまでに掲げる者で、第8の1の(1)の事業経営改善合理化資金を借り受けようとする者のうち中小企業等協同組合等の組合及びその連合会並びに数人共同の事業体以外の者(以下「単独事業体」という。)については、次のいずれかを満たしていることが必要である。なお、都道府県知事は単独事業体の認定に当たって、木材産業等高度化推進運営協議会の意見を聴いて認定することができるものとする。

ア 木材の年間取扱量がおおむね3,000立方メートル以上の事業体(第8の1の(1)のアの素材生産等促進資金を借り受けようとする第3の1の(1)のイからエまでに掲げる者にあつては、木材の年間取扱量がおおむね1,500立方メートル以上又は木材の年間取扱量がおおむね1,000立方メートル以上でかつ間伐材等の年間取扱量が木材の年間取扱量のおおむね5割以上で合理化計画期間内に木材の年間取扱量が増加するよう計画し、その達成が確実と見込まれる事業体とする。)

イ 第8の1の(1)のイの新規需要創出資金を借り受けようとする者にあつては、木材製品の生産量の増加が見込める事業体

ウ 新製品の開発等により木材の需要の拡大に努めている事業体(以下「需要開拓者」という。)

エ 日本農林規格等に関する法律第2条第3項に規定する登録認証機関の認証(製材の日本農林規格(平成19年農林水産省告示第1083号)のうち、構造用製材に係るものに限る。)を受けた木材製造業を営む者

(4) なお、造林の事業を行うことを主たる目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人(いわゆる造林公社、林業公社等)又は第3セクターで素材生産の事業を併せて行うものについては、(1)のウに該当するものとする。

また、生産森林組合については、(1)のイの森林所有者に該当する。

(5) 事業経営改善計画の期間は5年とする。

(6) 事業経営改善計画の記載事項は、法第4条第3項第1号、第2号イ及び第3号に規定されているが、その内容は次のとおりとする。

ア 事業の経営の現状

(ア) 事業体等に係る基本的事項

(イ) 事業等の現状（実績）

- a その行う事業における木材取扱量の実績
- b 木材製品の規格化を推進するため第8の1の(1)の事業経営改善合理化資金を借り受けようとするJAS認証業者等にあつては、日本農林規格の格付けを受けた木材製品（以下「木材JAS製品」という。）の生産量の実績
- c 第8の1の(1)事業経営改善合理化資金を借り受けようとする需要開拓者にあつては、当該新製品の生産量の実績

(ウ) 財務の状況

イ 事業の経営改善に関する措置

(ア) 事業の経営改善の基本的方向

- a 第8の1の(1)のアの素材生産等促進資金を借り受けようとする者にあつては、素材の生産、素材若しくは木材製品の引取り又は素材若しくは木材製品の加工に係る事業の経営改善の基本的方向（木材製品の規格化を推進するため、JAS認証業者等にあつては木材製品の規格化の推進の基本的方向、需要開拓者にあつては木材の需要拡大の基本的方向を含む。）
- b 第8の1の(1)のイの新規需要創出資金を借り受けようとする者にあつては、木材の需要拡大に係る基本的方向

(イ) 事業等の計画

- a 第8の1の(1)のアの素材生産等促進資金を借り受けようとする者にあつては、素材の生産、素材若しくは木材製品の引取り又は素材若しくは木材製品の加工の年度別事業計画（木材製品の規格化を推進するため、JAS認証業者等にあつては木材JAS製品の生産の年度別事業計画、需要開拓者にあつては新製品の生産の年度別事業計画を含む。）
- b 第8の1の(1)のイの新規需要創出資金を借り受けようとする者にあつては、木材製品の生産量に係る年度別事業計画

ウ イの(ア)及び(イ)の措置を実施するために必要な資金の額及び調達方法

2 構造改善計画

(1) 都道府県知事は、その管轄する都道府県の区域内に住所を有する1の(1)のアからカまでに掲げる者と次に掲げる者との共同の申請に基づき、これらの者の作成する合理化計画であつて事業の協業化、安定的な取引関係の確立による事業規模の拡大その他の木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置を内容とするもの（以下「構造改善計画」という。）が適当である旨の認定をすることができる。

ア 1の(1)に掲げる者

イ 地方公共団体の出資又は拠出に係る法人で地域の林業の振興を図ることを目的とするもの

ウ 法第4条第2項第3号の関連業種に属する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）又はその組織する団体

(2) (1)のウの「関連業種」とは、次に掲げる業種としている。

- ア 建築工事業
- イ 大工工事業
- ウ 家具製造業
- エ パルプ製造業
- オ 紙製造業
- カ 電気業
- キ インテリアデザイン業
- ク 設計監理業

(3) (1)のウに掲げる「団体」とは、必ずしも法人格を有することを要しないが、法人格を有しない団体については、同一目的を有する組織体として存在し、目的、名称、代表者等に関する定めを備えていることが必要である。

(4) 構造改善計画の期間は5年とする

(5) 構造改善計画の記載事項は、法第4条第3項第1号、第2号ロ及び第3号に規定されているが、その内容は次のとおりとする。

ア 事業の経営の現状

(ア) 申請者それぞれの事業体に係る基本的事項

(イ) 事業等の現状（実績）

申請者（第8の1の(2)の木材高度加工資金を借り受けようとする者に限る。）それぞれの行う事業における木材取扱量の実績

(ウ) 申請者（第8の1の(2)の木材高度加工資金を借り受けようとする者に限る。）それぞれの財務の状況

イ 木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置

(ア) 木材の生産部門又は流通部門の構造改善の基本的方向

高次加工機械等の活用、合併等の体質強化又は木材JAS製品、乾燥材等の高度加工に係る構造改善の基本的方向（原材料となる素材等の供給を行う共同申請者が資金を借り受けようとする場合にあっては、当該供給に係る基本的方向を含む。）

(イ) 事業等の計画

木材製品の生産量に係る年度別事業計画

ウ イの(ア)及び(イ)の措置を実施するために必要な資金の額及び調達方法

3 合理化計画の認定の申請は、参考様式第2号から4号までにより申請書1通及びその写し2通に所要の添付書類を添えて都道府県知事に提出して行うものとする。

4 構造改善計画の申請者が2都道府県以上にまたがって住所を有する場合には、当該計画の申請者のうち第8の1の(2)の木材高度加工資金を借り受けようとする者（以下この4において「借受者」という。）が住所を有する都道府県知事（借受者が2都道府県以上にまたがって住所を有する場合には、当該住所が含まれる区域を管轄する全ての都道府県知事）に認定を申請するものとする。

第4 合理化計画の認定

合理化計画の認定基準は法第4条第4項に規定されているが、都道府県知事は、認定に際しては特に次の事項に留意するとともに、認定の迅速化に努めるものとする。

1 事業経営改善計画

(1) 共通の基準（ア及びイの両者を満たすことが必要）

ア 事業の経営改善の基本的方向が、法第2条の2に規定する基本構想に照らし適切なものであり、その実施が確実と見込まれること。

イ 所要資金の額及び調達方法が事業の経営改善を確実に遂行するために適切なものであること。

(2) 第8の1の(1)の事業経営改善合理化資金を借り受けようとする者に係る基準

ア 素材生産等促進資金（第8の1の(1)のアの資金）

素材の生産、素材若しくは木材製品の引取り又は素材若しくは木材製品の加工に係る当該事業体における事業に直接従事する従業員一人当たりの取扱規模（木材製品の規格化を推進するため、J A S 認証業者等にあつては、木材 J A S 製品の生産の規模を含む。）が増大すると見込まれること。

イ 新規需要創出資金（第8の1の(1)のイの資金）

木材製品の生産量が増加するように計画し、その達成が確実と見込まれること。

2 構造改善計画

(1) 共通の基準（ア、イ及びウの全てを満たすことが必要）

ア 共同申請する事業体間において、立木の購入又は素材若しくは木材製品の引取りについて、長期かつ安定的な供給・引取りに関する契約、協定等が締結されており、その実施が確実と見込まれること。

ただし、関連事業者又はその組織する団体が共同申請者の場合には、関連事業者又はその組織する団体と他の共同申請者との間に、長期かつ安定的な木材製品の供給、情報提供等に関する契約、協定等が締結されており、その実施が確実と見込まれること。

イ 所要資金の額及び調達方法が木材の生産部門又は流通部門の構造改善を確実に遂行するために適切なものであること。

ウ 構造改善計画の申請前に当該構造改善計画の申請者と同一の者が申請者である構造改善計画が認定されていないこと。

(2) 第8の1の(2)の木材高度加工資金を借り受けようとする者に係る基準

ア (1)のアの契約、協定等に係る供給量が、(3)に定める基準に適合していること。

イ 申請者のうち資金を借り受けようとする者の事業規模が拡大することが確実と見込まれ、かつ、当該事業規模の拡大が(4)に定める基準に適合していること。

ウ 素材又は木材製品の加工を行う事業体が、高次加工機械等の活用又は合併等を行うこと又は木材 J A S 製品、乾燥材等の生産を行う事業体が、高度加工を行うことにより、体質強化を確実に図ると見込まれること。

(3) (2)のアの基準は、契約、協定等に係る供給量が、資金を借り受けようとする者（関連事業者又はその組織する団体を除く。）の素材の年間生産量又は素材若しくは木材製品の年間取扱量の1割以上であること。

(4) (2)のイの基準は、構造改善計画の計画期間内に素材の年間生産量又は素材若しくは木材製品の年間取扱量がおおむね2割以上拡大すること。

3 都道府県知事は、合理化計画を認定したときは、別記様式5によりその旨を本人に通知するとともに、別記様式6により第7の4の(3)の資金供給契約を締結している金融機関に通知するものとする。

第5 合理化計画の変更及び取消し

1 合理化計画の変更の認定の申請は、別記様式7により申請書1通及びその写し2通に所要の添付資料を添え都道府県知事に提出して行うものとする。

2 事業の経営改善又は木材の生産部門若しくは流通部門の構造改善の基本的方向の変更には、木材取扱規模（木材製品の規格化を推進するため第8の1の(1)のアの素材生産等促進資金を借り受けようとするJAS認証業者等にあつては、木材取扱規模及び木材JAS製品の生産の規模）の目標の変更を含むものとする。

3 都道府県知事は、合理化計画の変更の認定をしたときは別記様式5によりその旨を本人に通知するとともに、別記様式6により第7の4の(3)の資金供給契約を締結している金融機関に通知するものとする。

4 合理化計画が取り消された場合においてその取消しの理由が著しく本制度の趣旨に反すると認められるときは、貸付契約書の定めるところに従い貸付金の全部又は一部につき期限前の償還を行わせるものとする。

第6 独立行政法人農林漁業信用基金が行う無利子資金の融通について

次官通知の記の第6の4の独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）への推薦の申込みについては信用基金の定めるところによるものとする。

第7 木材産業等高度化推進資金制度

1 木材産業等高度化推進資金制度の仕組み

木材産業等高度化推進資金制度は、国が信用基金を通じて都道府県に資金を貸し付け、都道府県は当該貸付金及び当該貸付金と同額の自己資金を併せて金融機関に供給し、金融機関はこれを原資の一部として、都道府県知事による林業経営改善計画又は合理化計画の認定を受けた林業者又は木材産業事業者に低利で貸し付けるものである（この仕組みの中で金融機関が貸し付ける資金を、以下「木材産業等高度化推進資金」という。）。

2 木材産業等高度化推進資金事業計画書の作成及び承認

(1) 都道府県は、木材産業等高度化推進資金制度を実施しようとするときは、都道府県内の資金需要の実情に即し、別記様式8により木材産業等高度化推進資金事業計画書（以下「事業計画書」という。）を作成し、これを林野庁長官に提出して

その承認を受けるものとする。

- (2) 都道府県は、承認を受けた事業計画について、次に掲げる変更をしようとするときは、遅滞なく変更の承認を受けるものとし、その場合の様式は、別記様式9のとおりとする。また、それ以外の変更については、林野庁長官に届け出るものとする。

ア 貸付条件を変更すること。

イ 資金計画を変更すること。

なお、林野庁長官が別表に定める利率を改定し、都道府県知事はその範囲内で利率を改定する場合には、承認及び届出を要しない。

3 独立行政法人農林漁業信用基金からの資金の貸付け

- (1) 信用基金は、第2の林業経営改善計画又は第3の合理化計画の認定を受けた者が当該認定に係る措置を実施する場合にこれを円滑にするために必要な資金の供給の事業を行う都道府県に対し、当該事業に必要な資金の2分の1の範囲内においてその資金を貸し付けることが業務の特例としてできることとされている。

なお、当該貸付業務において、信用基金は原則として都道府県の事業費の2分の1を貸し付けるものとする。

- (2) 信用基金からの都道府県に対する資金の貸付けの利率は、年1パーセントとする。

ただし、日本銀行によって作成される「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等 定期預金・普通預金の平均金利(2022年4月以降)」のうち、データ系列「定期預金/預入金額1千万円以上/1年」において、当該事業の基準日(貸付予定日の属する事業年度(以下「貸付年度」という。)開始の日の直前の3月1日をいう。ただし、当該事業が複数年度にわたる場合であり、貸付年度の翌年度以降については、各年度の開始の日の直前の3月1日とする。以下同じ。)の直前の2月の利率が1パーセント未満のときは、当該利率とする。

- (3) (2)の利率については、当該利率を適用することが適当でないとき認めるときは林野庁長官が必要に応じて改定できるものとする。

- (4) 貸付けの種類は、短期貸付(貸付期限が1会計年度内の貸付けをいう。)及び長期貸付(貸付期限が1会計年度を超える貸付けをいう。以下同じ。)とする。

なお、長期貸付を受けようとする都道府県は、総務大臣に起債の届出又は協議若しくは許可を受けることを要するので留意されたい。

4 都道府県から金融機関への資金の供給

- (1) 都道府県は、第8の資金の貸付けを行う金融機関に対し、当該貸付けに必要な原資の一部となるべき資金を供給するものとする。なお、その場合の資金は、原則として、信用基金からの貸付金及び当該貸付金と同額の自己資金とする。

- (2) (1)により都道府県が供給する資金の額は、金融機関が行う第8の1の(1)の事業経営改善合理化資金(アの素材生産等促進資金(林野庁長官が別に定めるところにより都道府県知事が選定した林業経営体(以下「選定経営体」という。))、単独事業体にあつては、大規模事業体及び中規模事業体への貸付けに係るものを除

く。)に限る。)並びに(3)の林業経営改善資金(アの林業経営高度化推進資金に限る。)の貸付けに必要な原資の4分の1に、金融機関が行う第8の1の(1)の事業経営改善合理化資金(アの素材生産等促進資金(単独事業体にあつては、中規模事業体への貸付けに係るものに限る。)に限る。)並びに(3)の林業経営改善資金(イの伐採・造林一貫作業推進資金(選定経営体への貸付けに係るものを除く。)に限る。)の貸付けに必要な原資の3分の1に、金融機関が行う第8の1の(1)の事業経営改善合理化資金(アの素材生産等促進資金(選定経営体及び大規模事業体への貸付けに係るものに限る。)及びイの新規需要創出資金)、(2)の木材高度加工資金並びに(3)の林業経営改善資金(イの伐採・造林一貫作業推進資金(選定経営体への貸付けに係るものに限る。)に限る。)の貸付けに必要な原資の2分の1の額とする。

なお、大規模事業体とは、木材の年間取扱量がおおむね10,000立方メートル以上の事業体をいう。

また、中規模事業体とは、木材の年間取扱量がおおむね3,000立方メートル以上の事業体をいう。

(3) 都道府県は、金融機関に対して資金の供給を行おうとするときは、あらかじめ当該金融機関と資金供給契約を締結するものとする。

(4) 資金供給契約においては、次の事項を定めるものとする。

ア 都道府県からの資金の供給を受けて金融機関が貸し付ける木材産業等高度化推進資金の貸付枠

イ 資金の供給の期間及び利率

ウ その他必要な事項

(5) (4)のイの都道府県が供給する資金の利率は、年1パーセントの範囲内とする。

ただし、日本銀行によって作成される「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等 定期預金・普通預金の平均金利(2022年4月以降)」のうち、データ系列「定期預金/預入金額1千万円以上/1年」において、当該事業の基準日(貸付予定日の属する事業年度(以下「貸付年度」という。)開始の日の直前の3月1日をいう。ただし、当該事業が複数年度にわたる場合であり、貸付年度の翌年度以降については、各年度の開始の日の直前の3月1日とする。以下同じ。)の直前の2月の利率が1パーセント未満のときは、当該利率の範囲内とする。

5 金融機関に対する指示

都道府県は、資金の供給を行うに当たっては、法、令、次官通知及びこの通知の定めるところに従って木材産業等高度化推進資金の貸付けを行うよう指示するものとする。

6 貸付状況等の報告

(1) 都道府県は、木材産業等高度化推進資金の貸付けを行う金融機関から年度の半期ごとに当該資金の貸付け状況について報告を徴するものとする。

なお、その他必要に応じて、月単位で報告を徴することができる。

(2) 都道府県は、木材産業等高度化推進資金の貸付けを受ける事業者から、合理化

計画上の各年度終了後2か月以内（合理化計画上の年度の終了の日が3月中にある場合には、4月末日まで）に別記様式10により当該年度の資金の借受額及び資金の借受けに係る事業の実績報告を徴するものとする。

(3) 都道府県は、別記様式11により上半期末における木材産業等高度化推進資金の貸付状況について10月末日までに林野庁長官に報告するとともに、毎年度5月末日までに別記様式12により前年度の木材産業等高度化推進資金の貸付実績報告書を作成し、林野庁長官に提出するものとする。

(4) (1)から(3)までに規定するほか、林野庁長官は、木材産業等高度化推進資金制度の円滑な運用を図るために必要があると認めるときは、都道府県に対して木材産業等高度化推進資金の貸付状況について報告を求めることができるものとする。

7 信用基金からの貸付金の返還

都道府県は、3の資金の供給の事業を廃止又は縮小した場合には、信用基金からの借入金の全部又は一部を信用基金に返還しなければならない。

8 都道府県の規程

(1) 都道府県は、法、令、規則、次官通知及びこの通知に従って木材産業等高度化推進資金制度の実施のために必要な事項を定めるものとする。

(2) 都道府県は(1)の事項を定めたときは、これを林野庁長官に提出するものとする。

第8 木材産業等高度化推進資金の貸付け

木材産業等高度化推進資金の資金種類、資金内容及び貸付条件は、以下のとおりとする。

ただし、木材産業等高度化推進資金の対象には、既往借入金の借換え（本資金の初回の借入れ時における既往借入金（短期運転資金）からの切替えを除く。）は含まないものとする。

1 資金種類及び資金内容

(1) 事業経営改善合理化資金

ア 素材生産等促進資金

森林組合、中小企業等協同組合等の組合若しくはその連合会、森林所有者（素材生産に係るものに限る。）又は数人共同事業体若しくは単独事業体（数人共同事業体に単独事業体を加えた事業体を含む。以下「数人共同事業体等」という。）が素材生産、素材若しくは木材製品の引取り（木材市場に係る事業体にあつては、木材市場における卸売取引に係るものに限る。）又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。）であつて、次に掲げるものとする。

(ア) 素材生産を行うのに必要な資金であつて、施業集約化費用、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、素材生産を行うための作業現場から最終土

場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）
及び作業委託費

(イ) 素材の引取りを行うのに必要な資金であって、素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費

(ウ) 木材製品の引取りを行うのに必要な資金であって、製材等の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費

(エ) 素材等の加工を行うのに必要な資金であって、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。）

なお、(エ)の素材等の加工を行うのに必要な資金の貸付対象者は、(ア)から(ウ)までのいずれかの資金を借り受けようとする者に限る。

イ 新規需要創出資金

(ア) 木材の製造に係る事業体であって(イ)に掲げる木材の新規需要の創出に資する木材製品の生産を行う者が、当該製品の原材料となる素材若しくは木材製品の引取り又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。）であって、次に掲げるものとする。

a 素材の引取りを行うのに必要な資金であって、素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費

b 木材製品の引取りを行うのに必要な資金であって、製材等の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費

c 素材等の加工を行うのに必要な資金であって、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。）

(イ) 本資金の貸付対象となる木材の新規需要の創出に資する木材製品とは、次に掲げるものであって、非住宅分野における木材需要の開拓、地域材の利用が低位な部材における地域材利用の拡大又は木質バイオマス利用の拡大に資すると認められるものとする。

a 製材

b 合板

c 集成材

d 単板積層材

e 防腐、防虫、耐火処理材

f 直交集成板

g 木質チップ、ペレット

h その他林野庁長官が承認した製品

(2) 木材高度加工資金

ア 次に掲げる木材の製造に係る事業者が木材の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。）であって、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金並びに原材料となる素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費（JAS無垢材に係るものに限る。）とする。

(ア) 次の施設又は設備を導入している木材の加工を行う事業者であって、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね3,000立方メートル以上のもの

a 集成材製造施設

b 人工乾燥施設

c 薬剤処理施設

d プレカット加工施設

e 廃木材破碎・再生処理施設

f 製材用省力化設備

g 合板用省力化設備

h 木製組立材料製造用省力化設備

i 合板用原材料として広葉樹から針葉樹への原料転換を図るための機械設備

(イ) 合併等により新たに設立された素材等の加工を行う事業者であって、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね5,000立方メートル以上のもの

(ウ) 木材JAS製品、乾燥材等の高度加工を行うもの

イ 長期かつ安定的な供給・引取りに関する契約、協定等に基づきアの資金を借り受けようとする者に原材料となる素材若しくは木材製品の供給を行うのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。）であって、次に掲げるものとする。

(ア) 素材生産を行うのに必要な資金であって、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び輸送費

(イ) 素材又は木材製品の引取り及び素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な資金であって、素材若しくは木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費その他の素材等を加工するのに必要な資金

ウ 貸付対象者は、契約、協定等に基づき素材若しくは木材製品を引取り、その加工を行うのに必要となる資金又は当該素材若しくは木材製品の供給を行うのに必要な資金を借り受けようとする者とする。

(3) 林業経営改善資金

ア 林業経営高度化推進資金

(ア) 林業を営む者が行う造林に必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。）であって、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料、作業委託費とする。

(イ) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業体又は森林経営管理法第36条第2項の規定により都道府県が公表する民間事業者として登録を受けている森林組合（ただし、令和12年度までは、令和2年度末時点において、都道府県知事により中核組合に認定されている森林組合を含む。）が素材生産を請負わせるのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。）であって、素材生産に係る請負契約に基づく前渡金及び中間払い金並びに当該請負契約を行うために必要となる作業労賃とする。

イ 伐採・造林一貫作業推進資金

森林所有者、森林組合、森林組合連合会又は素材生産業を営む者若しくはその組織する団体が素材生産及び造林を一貫的に行うのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。）であって、次に掲げるものとする。

(ア) 素材生産を行うのに必要な資金であって、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）及び素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）

(イ) 造林を行うのに必要な資金であって、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料、作業委託費とする。

2 利率

利率は、資金種類ごとに別表に定める利率の範囲内において都道府県知事が定めるものとする。ただし、地域の実情により、別表に定める利率を上回る利率を定める必要がある場合には、その理由を付して林野庁長官の承認を得るものとする。

3 償還期限及び据置期間

償還期限及び据置期間は、資金種類ごとに別表に定める範囲内において都道府県知事が定めるものとする。

4 貸付限度額及び貸付限度額の特認

(1) 貸付限度額は、資金の種類ごとに別表に定める範囲内において都道府県知事が定めるものとする。

(2) 貸付限度額の特認は、別表に定める条件に適合する場合により、資金の種類ごとに別表に定める範囲内において林野庁長官が承認した額とする。

5 借受資格者

事業経営改善合理化資金の借受資格者は、事業経営改善計画の認定を受けた者とし、木材高度加工資金の借受資格者は構造改善計画の認定を受けた者、林業経営改善資金の借受資格者は、林業経営改善計画の認定を受けた者とする。

6 木材産業等高度化推進資金の貸付けの方法

本資金の貸付けの方法は、証書貸付又は手形貸付によるものとする。

7 信用基金による保証の活用

都道府県は、木材産業等高度化推進資金制度の円滑な運営を図るため、関係者に対し、信用基金の債務保証制度の積極的な活用について十分指導するものとする。

第9 木材産業等高度化推進資金の貸付けの停止

金融機関は、林業経営改善計画又は合理化計画が取り消された場合には、木材産業等高度化推進資金の貸付けを停止するものとする。

第10 木材産業等高度化推進運営協議会

- 1 木材産業等高度化推進資金制度の適正かつ円滑な運用を図るため、都道府県に木材産業等高度化推進運営協議会（以下「協議会」という。）を設置することができるものとする。
- 2 協議会は、都道府県、金融機関及び木材産業関係諸団体の代表者、その他都道府県知事が必要と認める者をもって構成するものとする。
- 3 協議会は、木材産業等高度化推進資金制度運用の基本的方針その他都道府県知事が必要と認めて付議した事項について審議することができるものとする。

第11 木材産業等高度化推進資金に係る指導等

- 1 都道府県知事は、木材産業等高度化推進資金の制度の運用に当たっては、当該資金が仮りにも投機的な木材取引に利用されることのないよう木材関連事業者及び金融機関に対し、十分指導するものとする。
- 2 都道府県知事は、合理化計画の作成及びその実施につき、林業普及指導組織等を通じ、森林組合連合会、木材関係協同組合連合会その他の関係団体との緊密な協力のもとに、経営的かつ技術的見地からの必要な指導助言を行うほか、本制度の円滑な実施が図られるようできる限り配意するものとする。

第12 あっせんについて

1 あっせんの要件

- (1) 次官通知の記の第10のあっせんについては、林地保有又は森林施業の合理化に寄与するものとして規則第6条で定める森林所有権の移転等（森林（森林とする土地を含む。以下同じ。）についての所有権の移転、使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は森林施業の委託をいう。以下同じ。）の要件について、森林所有権の移転等が行われる森林が次のアからウまでに掲げる全ての要件を満たす場合、これを満たすものと判断し、あっせんを実施するものとする。

ア 「市町村森林整備計画に定める森林法第10条の5第2項第4号の基準に従って間伐若しくは保育が適切に実施されていない森林若しくは伐採後一定期間造林が行われていない森林又はこれらのおそれがある森林」とは、次のいずれかの森林とする。

(ア) 森林経営管理法第 42 条第 1 項に定める災害等防止措置命令に係る森林その他の市町村森林整備計画に定められた森林法第 10 条の 5 第 2 項第 4 号の基準に従って間伐又は保育が適切に実施されていない森林

(イ) 伐採後 3 年以上経過しても植栽等の適切な更新が行われていない森林

(ウ) 当該森林の所有者の世代交代、離村等により、当該森林について施業を実施する者がいない森林

イ 「法第 3 条第 1 項の認定を受けた者が所有し、使用及び収益を目的とする権利を有し、又は委託を受けて施業を行っている森林と一体として効率的に施業を行うことが可能であると認められるもの」とは、林業経営改善計画の認定を受けた者が所有し、使用及び収益を目的とする権利を有し、又は森林施業の委託を受けている森林と隣接する森林、同一の小流域に所在する森林、同一の林道の利用区域内に所在する森林等であって、林業経営改善計画の認定を受けた者が所有し、使用及び収益を目的とする権利を有し、又は森林施業の委託を受けている森林と一体として施業が行われ得ると認められるものとする。

ウ 「市町村森林整備計画に従った施業の実施に寄与することが確実であると見込まれるものであること」とは、次のいずれかに該当することとする。

(ア) あっせんの対象行為が森林についての所有権の移転の場合は、所有権の移転後、当該森林について森林経営計画が作成されることが確実であると見込まれること。

(イ) あっせんの対象行為が森林についての使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転の場合は、当該森林についての使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を受けた林業経営改善計画の認定を受けた者が市町村森林整備計画に定められた造林の標準的な方法並びに間伐及び保育の基準に従って施業を行うことが確実であると見込まれること。

(ウ) あっせんの対象行為が森林施業の委託の場合は、施業の委託をする者が市町村森林整備計画に定められる造林の標準的な方法並びに間伐及び保育の基準に従って施業の委託を行うことが確実であると見込まれること。

(2) 都道府県知事は、(1) のア及びイに該当するか否かを判断しようとするときは、その森林の所在地を管轄する市町村の長及びその森林の所在地をその地区に含む森林組合の長との間で連絡調整を図るものとする。

(3) (1) のウに該当するか否かは、次官通知の記の第 10 の 3 の (2) のアのあっせんの申出を行った者についてはあっせん申出書の内容を確認することにより、申出者以外の者の場合は森林所有権の移転等が行われた後の森林の取扱いについてその者の意思を確認することにより、それぞれ判断するものとする。

2 あっせんの手続

(1) あっせんの申出は、申出者が、林業経営改善計画の認定を受けた者の場合は別記様式 15 により、森林所有者の場合は別記様式 16 により作成したあっせん申出書 1 通及びその写し 1 通を、森林所有権の移転等のあっせんを受けることを希望する森林の所在地を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

- (2) 次官通知の記の第 10 の 3 の(2)のウの「あっせん申出者名簿」は、別記様式 17 により作成するものとする。
- (3) 次官通知の記の第 10 の 3 の(3)のエのあっせんを行う旨の通知は、あっせんの申出者に対しては別記様式 18 により、申出者以外の当事者となるべき者に対しては別記様式 19 により行うものとする。
- (4) 次官通知の記の第 10 の 3 の(3)のオのあっせんを行わない旨の通知及び次官通知の記の第 10 の 3 の(3)のカのあっせんを打ち切る旨の通知であってあっせんの申出者に対するものは、別記様式 20 により行うものとする。
- (5) 次官通知の記の第 10 の 3 の(3)のカのあっせんを打ち切る旨の通知であって申出者以外の当事者に対するものは、別記様式 21 により行うものとする。

3 あっせん台帳の作成

- (1) 次官通知の記の第 10 の 3 の(3)のキの「あっせん調書」は、別記様式 22 により作成するものとする。
- (2) 次官通知の記の第10の3の(3)のキの「あっせん台帳」は、(1)の「あっせん調書」を時系列的につづったものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について(昭和 54 年 8 月 23 日 54 林野企第 83 号林野庁長官通知)に基づいて都道府県知事から認定を受けた林業経営改善計画については、なお従前の例による。

別表 木材産業等高度化推進資金の利率

令和2年4月1日施行

資金種類		貸付利率 (年%以内)		償還期限 (年以内)	貸付限度額
		保証なし	保証付き		
事業経営改善計画に基づく資金	事業経営改善合理化資金	短期資金 1.60 (1.50) [1.30]	短期資金 1.20 (1.10) [0.90]	短期資金 1 <->	1億円 特認2億円 [素材の年平均生産量 10,000m ³ 以上] [素材の年平均引取量 15,000m ³ 以上] [木材製品の年平均引取量 20,000m ³ 以上]
		長期資金 1.30 (1.20) [1.00]	長期資金 0.90 (0.80) [0.60]		
	新規需要創出資金	短期資金 [1.30]	短期資金 [0.90]	<1>	1億円
		長期資金 [1.00]	長期資金 [0.60]		
構造改善計画に基づく資金	木材高度加工資金	短期資金 [1.30]	短期資金 [0.90]	短期資金 1 <->	1億円 特認2億円 [JAS無垢材の製造を行う者]
		長期資金 [1.00]	長期資金 [0.60]		
林業経営改善計画に基づく資金	林業経営高度化推進資金	短期資金 1.60	短期資金 1.20	短期資金 1 <->	5千万円 特認1億5千万円 [造林の年間施業面積 500ha以上]
		長期資金 1.30	長期資金 0.90		
	伐採・造林一貫作業推進資金	短期資金 (1.50) [1.30]	短期資金 (1.10) [0.90]	長期資金 5 <1>	1億円 特認2億円 [素材の年間平均生産量 10,000m ³ 以上]
		長期資金 (1.20) [1.00]	長期資金 (0.80) [0.60]		

- 注1: 貸付利率における()は3倍協調資金の利率、[]は2倍協調資金の利率。
 注2: 貸付利率における保証付きの利率は債務保証(100%機関保証)を利用する場合に適用される。
 注3: 貸付期限における< >は据置期間であり、償還期間に含む。
 注4: 貸付限度額における[]は貸付限度額の特認条件。

(2) 林業経営の概要等

ア 経営の概要

(林業経営体-個人用)

労働力の現況	区分	人頭数	林業従事日数	農業等従事日数	林業経営収支等の現況		
	家族	男	人	人日	林業	粗収入(A)	千円
		女				林業経営費(B)	
		計				収支(A)-(B)	
	雇用	常雇				農業所得	
		臨時				給与所得	
		計				その他所得	
	委託等					計	
	※担当者 記入欄	選定経営体			<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当		

(林業経営体-林家が法人化した会社用)

設立年月日				林業経営収支等の現況		
資本金				林業	粗収入(A)	千円
役員	役員	名			林業	林業経営費(B)
	職員(事務系)	名		収支(A)-(B)		
労働力の現況		人頭数	林業従事日数	その他		
	常雇	人	人日	計		
	臨時計					
	委託等					
※担当者 記入欄	選定経営体			<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当		

(林業経営体-その他法人用)

設 立 年 月 日		
資 本 金 等		
役 員		
林 業 関 係 職 員 等	事務系 名	
	技術系 名	
	作業員 名	
そ の 他 職 員 組 織 機 構 等		
主 な 事 業		
林 業 関 係 事 業 実 行 形 態		
備 考		
※担当者記入欄	選定経営体	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当

(公有林用)

沿 革		林 業 収 入	林産物収入	千円
			補 助 金	
借 入 金				
そ の 他				
組 織・機 構	担当部課 職員 事務系 技術系		計	
会 計 区 分	一般会計・特別会計	経 営 費	事 業 費	千円
事 業 実 行 形 態			償 還 金	
			そ の 他	
			計	
備 考				

(林業事業体-個人用)

林 業 労 働 力 の 現 況	区 分	人頭数	林業従事日数	農業等従事日数	林業経営収支等の現況		
	家 族	男	人	人日	人日	粗 収 入(A)	千円
		女				林業経営費(B)	
		計				収 支(A)-(B)	
	雇 用	常雇				農 業 所 得	
		臨時				給 与 所 得	
		計				そ の 他	
※担当者 記入欄		選定経営体		<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	計		

(林業事業体-法人用)

設 立 年 月 日				林業経営収支等の現況	
資 本 金 等				林	粗 収 入 (A) 千円
役 職 員	役員 人			業	林業経営費 (B)
	職員 (事務系) 人				収 支 (A)-(B)
労働力の現況		人頭数	従事日数	そ の 他	
	常雇 臨時 計	人	人日	計	
林業以外の事業					
※担当者 記入欄	選定経営体			<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	

イ 経営森林の現況

区 分	林相・樹種		面積	齢 級 別 内 訳 (ha)						
				I	II	III	IV	V	X	XI以上
経 営 森 林	人 工 林		ha							
		計								
	天 然 林									
路 網	林 道	総延長 km		標準伐期齢 年						
	作 業 道	" km								

(林業事業体用)

目標とする経営類型			経営規模(年間)	
区分			現 状	目 標
			施業受託	造林
(再掲) 一貫作業による実施分	ha 《 ha》	ha		
保育	ha 《 ha》	ha		
素材生産		ha 《 ha》 (m3)		ha (m3)
その他				
経営受託	造林	植栽	ha 《 ha》	ha
		(再掲) 一貫作業による実施分	ha 《 ha》	ha
		保育	ha 《 ha》	ha
	素材生産		ha 《 ha》 (m3)	ha (m3)
	その他			
立木購入による素材生産			m3	m3
所有森林	造林	植栽	ha 《 ha》	ha
		(再掲) 一貫作業による実施分	ha 《 ha》	ha
		保育	ha	ha
	素材生産		ha (m3)	ha (m3)
	その他			
受託面積計			ha 《 ha》	ha
合計	造林		ha	ha
	素材生産		m3	m3

(3) 生産方式の合理化に関する目標

生産方式	現 状	目 標

(4) 経営管理の合理化に関する目標

(5) 事業実行方式の改善に関する目標

3 2の目標を達成するためとるべき措置

(1) 経営の目標ごとの措置

経営の目標	措 置

(2) 目標を達成するため必要な事項

ア 伐採、造林、特用林産物の生産等

(林業経営体用)

事業区分		現行事業量		実行計画量				
		平均	前年	年度	年度	年度	年度	
伐採	皆伐	m3	m3					
	択伐							
	更新伐							
	利用間伐							
	計							
造林	植栽	ha	ha					
	(再掲)一貫作業による実施分	ha	ha					
	保育	ha	ha					
	附帯施設							
施業受託	伐採	皆伐	ha	ha				
		択伐	ha	ha				
		更新伐	ha	ha				
		利用間伐	ha	ha				
	造林	植栽	ha	ha				
		(再掲)一貫作業による実施分	ha	ha				
		保育						
	合計面積(ha)							
	経営受託	伐採	皆伐	ha	ha			
			択伐	ha	ha			
更新伐			ha	ha				
利用間伐			ha	ha				
造林		植栽	ha	ha				
		(再掲)一貫作業による実施分	ha	ha				
		保育						
合計面積(ha)								
委託	伐採立木材積(m ³)							
	造林面積(ha)							
特用林産物	生産物名							
	生産規模							
	生産量							
その他								
備考								

(林業事業体用)

事業区分			実行計画量			
			年度	年度	年度	年度
施業受託	造林	植栽				
		(再掲)一貫作業による実施分				
		保育				
	素材生産					
	その他					
経営受託	造林	植栽				
		(再掲)一貫作業による実施分				
		保育				
	素材生産					
	その他					
立木購入による素材生産						
所有森林	造林	植栽				
		(再掲)一貫作業による実施分				
		保育				
	素材生産					
	その他					
合計	造林					
	素材生産					
その他						
備考						

イ 林道及び作業道の開設又は改良

区分	名称	工種	開設・改良計画				備考
			年度	年度	年度	年度	
林道			m	m	m	m	
作業道	計画期間の総量		m				

ウ 森林の取得

区分	面積(m ²)	取得を行う森林の概要	備考
規則第2条の要件に合致する場合		森林の所在場所、既に所有している森林との位置関係、樹種、齢級等	
上記以外			

林業経営改善計画記載上の留意事項等

事 項	記 載 上 の 留 意 事 項 等
認定申請書	<p>数人共同の計画にあっては、代表者の住所、氏名、及び代表者以外の構成員数を記載する。なお、構成員全員の住所、氏名を併記した「構成員名簿」を添付する。</p>
1 林業経営の現状	
(1) 林業経営改善計画の対象とする森林の区域	
ア 林業経営体用	
① 森林の所在場所	<p>森林の所在場所の記載は、同一地番の森林については、その森林の現況を異にするものがある場合には、その同一地番の森林をその現況ごとに区分し、その区分した森林につき連続番号を付してこれを地番の欄に併記する。（区分した森林が森林簿の林班、小班に一致するときは、その林班、小班の記号を用いる。）</p>
② 森林の現況	<p>1 面積の記載は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位を四捨五入する。</p> <p>2 樹種及び林層の欄には、スギ、ヒノキ、カラマツ、クヌギ等の樹種を記載するとともに、針葉樹林にあっては（針）と、広葉樹林にあっては（広）と、混交林にあっては（混）と、竹林にあっては（竹）と、未立木地にあっては（未）と、伐採跡地にあっては（跡）と、湿地、風衝地等の更新困難地にあっては（困）と記載する。</p> <p>3 林齢は、更新年度を第1年として計算するものとする。年齢の異なる立木が混在する森林のうち複層林等で、林齢の区分が明確な森林にあっては、上層木、下層木等に区分して、層ごとに樹種又は林相、林齢及び立木材積を記載する。林齢の区分が明確でない森林については、林齢はその異なる立木の年齢の平均値とし、併せてその異なる年齢の範囲を併記する。</p> <p>4 摘要欄には、地域森林計画において立木の伐採方法を特定されている森林、防風林等農地又は林地の保護のための森林、試験林等のその他施業上特殊な取扱いをする森林についてその旨を記載する。</p> <p>5 2以上の都道府県にわたるものにあつては、都道府県毎に小計する。</p>
③ 森林所有者	<p>森林所有者欄は、数人共同の計画の場合だけ記載するものとする。</p>
④ 備考	<p>経営受託により林業経営を行う森林については、その旨を記載する。</p>
イ 林業事業体用	
① 施業を受託すること等により林業を営む区域の所在場所	<p>1 施業の受託や立木購入による素材生産を行う区域について、該当する都道府県及び市町村を記載する。</p> <p>2 備考欄には、「私有林」、「公有林」等の主な所有形態を記載する。</p>
② 経営受託森林又は自己所有森林の所在場所	<p>1 経営を受託することにより林業を営む森林又は自己所有森林がある場合に記載する。</p> <p>2 同一地番の森林については、その森林の現況を異にするものがある場合には、その同一地番の森林をその現況ごとに区分し、その区分した森林につき連続番</p>

<p>③ 経営受託森林又は自己所有森林の現況</p>	<p>号を付してこれを地番の欄に併記する。(区分した森林が森林簿の林班、小班に一致するときは、その林班、小班の記号を用いる。)</p> <p>1 経営を受託することにより林業を営む森林又は自己所有森林がある場合に記載する。</p> <p>2 面積の記載は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位を四捨五入する。</p> <p>3 樹種及び林層の欄には、スギ、ヒノキ、カラマツ、クヌギ等の樹種を記載するとともに、針葉樹林にあつては(針)と、広葉樹林にあつては(広)と、混交林にあつては(混)と、竹林にあつては(竹)と、未立木地にあつては(未)と、伐採跡地にあつては(跡)と、湿地、風衝地等の更新困難地にあつては(困)と記載する。</p> <p>4 林齢は、更新年度を第1年として計算するものとし、年齢の異なる立木が混在する森林のうち複層林等であるものについては、次のとおりとするものとする。</p> <p>ア 林齢の区分が明確な森林にあつては、上層木、下層木等に区分して、層ごとに樹種又は林相、林齢及び立木材積を記載する。</p> <p>イ 林齢の区分が明確でない森林については、林齢は、その異なる立木の年齢の平均値とし、併せてその異なる年齢の範囲を記載する。</p> <p>5 摘要欄には、地域森林計画において立木の伐採方法を特定されている森林、防風林等農地又は林地の保護のための森林、試験林等のその他施業上特殊な取扱いをする森林についてその旨を記載する。</p> <p>6 2以上の都道府県にわたるものにあつては、都道府県ごとに小計する。</p>
<p>(2) 林業経営の概要等</p> <p>ア 経営の概要</p> <p>(7) 林業経営体一人用</p> <p>① 労働力の現況</p> <p>② 林業経営収支等の現況</p> <p>③ その他</p> <p>(イ) 林業経営体一人家が法人化した会社用</p> <p>① 役職員</p> <p>② 労働力の現況</p>	<p>1 林業従事日数欄には、当該林業経営改善計画の対象森林内で林業に従事した人数を延べ人数で記入する。</p> <p>2 常雇とは、同一人で年間6か月以上雇用した者をいう。</p> <p>3 委託等は、森林組合等に対する作業委託等について換算延べ人数を記載する。</p> <p>1 粗収入は、主伐材、間伐材、しいたけ等の販売収入を記載する。</p> <p>2 経営費は、造林に要した経費、林道、作業道の開設、改良、維持に要した経費、林業経営に係る借入金の返済金等を記載する。</p> <p>労働力の現況欄及び林業経営収支等の現況欄の数値は、前年度実績を併記する。</p> <p>役員及び職員(事務系)の人数を記載する。</p> <p>1 林業従事日数欄には、当該林業改善計画の対象森林内において林業に従事した人数を延べ人数で記載する。</p> <p>2 委託等は、森林組合等に対する作業委託等について換算延べ人数を記載する。</p>

③ 林業経営収支等の現況	<p>1 粗収入は、主伐材、間伐材、しいたけ等の販売収入を記載する。</p> <p>2 経営費は、造林に要した経費、林道、作業道の開設、改良、維持に要した経費、林業経営に係る借入金の返済金等を記載する。</p>
(ウ) 林業経営体—その他法人用	
① 資本金等	資本金、出資金、基本財産額等を記載する。
② 林業関係員	作業員は、常雇について記入する。
③ 主要な事業	経営体の事業が多岐にわたる場合は、売り上げ総額等から主要な順に記入する。
④ 林業関係事業 実行形態	直営、請負、委託等の別を記入する。 なお、無利子資金を利用して行う場合は委託先と委託する事業を記入する。
⑤ 備考	他の事業部門があるため林業部門が決算書上明らかでない場合は、この収支概況等を記入する。
⑥ その他	定款、請負、委託等の別を記入する。
(エ) 公有林用	
① 沿革	沿革欄には、公有林経営の沿革についてその概要を記載する。
② 会計区分	一般会計、特別会計の該当するものを○でかこむこととし、特別会計の場合にあっては決算書を添付することとする。
③ 事業実行形態	直営、請負、委託等の別を記入する。
④ 林業収入・経営費	前年度の実績を記載する。
(オ) 林業事業体—個人用	
① 労働力の現況	林業従事日数欄には、当該林業事業体において林業に従事した人数を延べ人数で記載する。
② 林業経営収入等の現況	<p>1 粗収入は、施業受託収入、素材販売収入等を記載する。</p> <p>2 経営費は、受託した施業、立木購入による素材生産に要した経費、林業経営に係る借入金の返済金等を記載する。</p>
(カ) 林業事業体—法人用	
① 資本金等	資本金、出資金等を記載する。
② 役職員	役員及び職員（事務系）の人数を記載する。
③ 労働力の現況	林業従事日数欄には、当該林業事業体において林業に従事した人数を延べ人数で記載する。
④ 林業以外の事業	事業体の事業が多岐にわたる場合は、売上総額から主要な順に記載する。
⑤ 林業経営収支等の現況	<p>1 粗収入は、施業受託収入、素材販売収入等を記載する。</p> <p>2 経営費は、受託した施業、立木購入による素材生産に要した経費、林業経営に係る借入金の返済金等を記載する。</p>
イ 経営森林の現況	1 林業経営体にあつては、自己所有森林及び経営を受託している森林について記載するものとする。なお、林業事業体にあつては、これに該当する森林についてのみ記載する。

2 林業経営の改善に関する
目標

(1) 林業経営の改善の方向
の概要

2 経営森林以外に所在し、経営上利用している路網については（ ）に外書で記載する。

目標は、経営改善計画の終期における数値を記入する。

林業経営の改善の目標として、森林取得、施業受託、立木購入による素材生産、特用林産物等の生産等の目標の概要を記述するとともに、年間生産目標、年間所得等目標を記述する。

(所得等については、申請者が林業経営体-個人、林業経営体-林家が法人化した会社、又は林業事業体の場合のみ記載する。)

なお、森林施業の合理化に寄与し、かつ、集団的に存在する森林において委託により行う造林について、造林資金と併せて森林整備活性化資金を借り受けようとする場合には、施業の委託に関する考え方についても併記し、単層林を複層林に転換するために行う造林について森林整備活性化資金を借り受けようとする場合には、当該施業の導入に関する考え方についても併記する。

(2) 林業経営の規模の拡大
等に関する目標

ア 林業経営体用

1 目標とする経営類型については、都道府県の基本構想に定められた経営類型以外のものでも差し支えない。

2 経営規模の現状については、林業経営改善計画開始日の1年前の日から当該計画開始日の前日までの期間に実施した事業量（事業未完了のものを含む。）を記載する。（施業受託及び経営受託にあつては、当該計画の申請日において現に契約している受託面積を《 》に記載する。）

3 区分のうち育林業については、樹種・生産目標ごとに記入し、小計をとるとともに、人工林率について（ ）書きで記載する。また、森林取得による規模の拡大面積の内訳をそれぞれ摘要欄に記載する。

4 生産目標については、生産材の一番玉の径級及び用途により、小丸太（末口径5～13cm）、柱適寸丸太（末口径14～18cm、心持柱材）、一般材（末口径20～28cm、中径材）、大径材（末口30cm以上）、パルプ用材、シイタケ原木等に区分するものとする。（径級は樹種ごとに異なるものであっても差し支えない。）

5 施業受託及び経営受託については、植栽、保育、皆伐、択伐、更新伐、利用間伐別に受託面積を記載する。（皆伐、択伐、更新伐及び利用間伐については、伐採量も記載する。）

6 受託面積計については、施業受託及び経営受託における受託面積の合計値を記載する。

7 齢級構成の平準化の目標については、樹種ごとに10年後の目標面積を記入する。

イ 林業事業体用

1 目標とする経営類型については、都道府県の基本構想に定められた経営類型以外のものでも差し支えない。

2 経営規模の現状については、林業経営改善計画開始日の1年前の日から当該計

	<p>画開始日の前日までの期間に実施した事業量（事業未完了のものを含む。）を記載する。（施業受託及び経営受託にあつては、当該計画の申請日において現に契約している受託面積を《 》に記載する。）</p> <p>3 施業受託及び経営受託については、植栽、保育、素材生産別に受託面積を記載する。（素材生産については、材積も記載する。）</p> <p>4 その他欄には、作業道の開設について記載する。この場合、作業道の延長も併せて記載する。</p> <p>5 受託面積計については、施業受託及び経営受託における受託面積の合計値を記載する。</p>
(3) 生産方式の合理化に関する目標	<p>1 林業経営体にあつては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 育林業、施業受託、特用林産物生産別に記載する。</p> <p>(2) 生産方式については、基本構想で定められた指標に基づき、育林業については、機械装備、施業方法、林内路網整備（路網密度）等、施業受託については、受託作業量等、特用林産物生産については、栽培方法、導入する機械・施設の種類の種類、生産量等を記載する。</p>
(4) 経営管理の合理化に関する目標	<p>2 林業事業体にあつては、生産方式について、基本構想で定められた指標に基づき、機械装備、素材生産性等を記載する。</p> <p>簿記記帳、青色申告、法人化等経営管理方式の改善についてを記述する。</p>
(5) 事業実行方式の改善に関する目標	<p>1 林業経営体にあつては、販売活動の強化、技術の改良・開発、作業効率の向上、森林施業技術や経営方法等に関する研修の受講、労働安全の充実等事業実行方式の改善について記述する。</p> <p>なお、森林施業の合理化に寄与し、かつ、集団的に存在する森林において委託により行う造林について、造林資金と併せて森林整備活性化資金を借り受けようとする場合には、おおむね 500 ヘクタール以上の集団的に存在する森林について施業を行うと見込まれる者への積極的な施業委託について記載する。</p> <p>2 林業事業体にあつては、林業に関する技術者又は技能者の配置、定期的な休日制の導入、月給制の導入、社会保険の導入、森林施業技術や販売方法等に関する研修の受講、労働安全の充実等事業実行方式の改善について記述する。</p>
<p>3 2の目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 経営の目標ごとの措置</p> <p>(2) 目標を達成するために必要な事項</p> <p>ア 伐採、造林、特用林産物の生産等</p> <p>① 林業経営体用</p>	<p>2で記載した目標を達成するためにとるべき措置の基本的な方向について記載する。</p> <p>1 現行事業量については、平均値は過去3年間の年平均値を記載することとし、記載は伐採にあつては立方メートルを、造林にあつてはヘクタールを単位として小数第1位を四捨五入するものとする。</p> <p>2 計画期間内における森林の取得等による経営規模の拡大分に係る実行計画量を</p>

<p>② 林業事業体用</p>	<p>見込むことが可能な場合は、当該計画量を（ ）に外書きで記載する。</p> <p>3 単層林を複層林に転換するために行う造林については、樹下植栽、誘導伐等の事業名を記載し、その事業量を記載する。</p> <p>4 造林の附帯施設については、種目ごとに刈払機、休憩施設等と記載し、単位は適宜、台、棟等と記載する。</p> <p>5 賃借料の一括前払いによる林業機械の導入、林業技術を習得するための研修の受講等を行う場合は、その他の欄にその旨を記載する。</p> <p>1 施業受託及び経営受託については、植栽、保育、素材生産別に受託面積を記載する。（素材生産については材積も記載する。）</p> <p>2 賃借料の一括前払による林業機械の導入、林業技術を習得するための研修の受講等を行う場合は、その他の欄にその旨を記載する。</p>
<p>イ 林道及び作業道の開設又は改良</p>	<p>1 林業事業体にあつては、所有森林又は受託している森林において計画する場合のみ記載する。</p> <p>2 名称欄には、〇〇沢林道等、当該路線名を記載する。</p> <p>3 工種欄には、開設、改良の別を記載する。</p> <p>4 林道欄の記載は、路線ごとに記載するものとし、その事業期間を開設、改良欄に矢印等で示し、当該矢印に事業期間内の事業総量をメートル単位で記載する。</p> <p>また、計画期間内における林地の取得及び分収林契約等による経営規模の拡大分に係る実行計画量を見込むことが可能な場合は、当該計画量を（ ）に外書きで記載する。</p> <p>5 備考欄には、資金調達区分（補助林道、融資林道、自力林道）及び各種計画との関連（林構林道、地域森林計画掲上等）を記載する。</p> <p>6 森林整備活性化資金を借り入れる場合は、高性能林業機械の導入を前提とした計画とすること。</p>
<p>ウ 森林の取得</p>	<p>規模拡大のために必要な森林の取得について、計画策定（変更）時点の計画を次の区分毎に記載する。</p> <p>規則第2条の要件に合致する場合 上記以外</p>
<p>エ その他</p> <p>4 3の措置を実施するために必要な資金の額及び調達方法</p> <p>3の(2)のアからウまでの伐採事業、造林事業、林道事業の実施及び森林の取得に必要な資金</p>	<p>森林レクリエーション施設、林産物の加工施設等について記載する。</p> <p>その他の資金欄には、県単独事業の補助金、市町村単独の補助金等が交付される場合に記載する。</p> <p>森林の取得に必要な資金については、備考欄に取得の面積を記入する。</p>

林業経営改善計画認定書

認定番号

令和 年 月 日

殿

都道府県知事 氏名

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第3条第1項（同法施行令第1条第1項）の規定より、 年 月 日に認定申請のあった林業経営改善計画については、これを適当であると認定する。

（記載事項）

- 1 認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を付して、54-1のように記載する。
- 2 変更後の認定番号については、当該林業経営改善計画の変更回数と、変更年度を上記1の認定番号の次に（<1-55）のように記載する。
- 3 変更の場合にあつては、表題の次に（変更）と記載し、本文における当該適用条項以外の条項は削除する。

別記様式3

林業経営改善計画認定通知書

番 号

令和 年 月 日

殿

都道府県知事 氏名

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第3条第1項及び同法施行令第1条第1項の規定による林業経営改善計画の認定について、別紙のとおり通知する。

(別 紙)

林業経営改善計画認定一覧

年 月 日～ 月 日認定分 (整理番号 ～)

都道府県名

整理 番号	申請者 氏名	認定 番号	資金名	借入希望額 (千円)				備考
				年度	年度	年度	年度	

(注) 1 「資金名」は、林業基盤整備資金(造林)、林業基盤整備資金(林道)、林業経営育成資金(森林取得)、林業経営育成資金(生産方式合理化)、農林漁業施設資金、林業・木材産業改善資金又は木材産業等高度化推進資金とするほか、森林整備活性化資金について、林業基盤整備資金(造林)と併せて借り受けようとするものについては林業基盤整備資金(造林)とし、林業基盤整備資金(利用間伐等推進)と併せて借り受けようとするものについては林業基盤整備資金(利用間伐等推進)とする。

2 「借入希望額」は、申請者ごとに計をとる。

林業経営改善計画変更申請書

令和 年 月 日

殿

住所

氏名

〔 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名 〕

年 月 日付けで認定を受けた林業経営改善計画について下記のとおり変更したので、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令第 1 条第 1 項の規定に基づき認定を申請します。

記

- 1 変更事項の内容 別紙のとおり
- 2 変更の理由

別記様式 5

合理化計画認定書

認定番号

令和 年 月 日

殿

〇〇県（都道府）知事

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第4条第1項（同法施行令第4条第1項）（構造改善計画に係る認定の場合は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第4条第2項（同法施行令第4条第1項））の規定により、〇〇年 月 日に認定申請のあった合理化計画については、これを適当であると認定する。

（記載注意）

- 1 認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を付して23-1のように記載する。
- 2 変更後の認定番号は、当該合理化計画の変更回数と、変更年度を上記1の認定番号の次に（変1-23）のように記載する。
- 3 変更の場合にあっては、表題の次に（変更）と記載し、本文における当該適用条項以外の条項は削除する。
- 4 法人格を有しない団体については、あて名を「名称、代表者氏名、構成員氏名」殿とする。
- 5 構造改善計画に係る認定の場合は合理化計画認定書の交付は、申請者毎とする。

別記様式 6

合理化計画認定通知書

番 号
令和 年 月 日

殿

〇〇県（都道府）知事

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第4条第1項、第2項及び同法施行令第4条第1項の規定による合理化計画の認定について、別紙のとおり通知する。

別紙

合理化計画認定及び木材産業等高度化推進資金借入希望一覧表

年 月 日～ 月 日認定分（整理番号 ～ ）

都道府県名

整理番号	申請者住所氏名	木材産業等高度化推進資金借入希望（千円）				
		資金種類	年度	年度	年度	年度
		事業経営改善合理化資金 木材高度加工資金 構造改善合理化資金（※1） 林業経営改善資金				
		計				
		事業経営改善合理化資金 木材高度加工資金 構造改善合理化資金 林業経営改善資金				
		計				
		事業経営改善合理化資金 木材高度加工資金 構造改善合理化資金 林業経営改善資金				
		計				

（記載注意）

- 1 番号は、認定年度における通し番号とし、当該年度を付して23-1のように記載する。
- 2 借入希望は、当該合理化計画の資金計画における木材産業等高度化推進資金の金額を記入する。
- 3 法人格を有しない団体については、申請者住所氏名欄は名称、代表者氏名を記入して差し支えない。

（※1） 構造改善合理化資金については令和元年度をもって廃止した資金であり、現在認定されている合理化計画に基づき当該資金を利用する場合に記載すること。以下同じ。

別記様式 7

合理化計画変更認定申請書

令和 年 月 日

県（都道府）知事 殿

住所
氏名 [法人にあつては、名称
及び代表者の氏名]

年 月 日付けで認定を受けた合理化計画について下記のとおり変更したいので、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令第 4 条第 1 項の規定に基づき認定を申請します。

記

- 1 変更事項の内容 別紙のとおり
- 2 変更理由

別記様式 8

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿

〇〇県（都道府）知事

令和 年度木材産業等高度化推進資金事業計画を別紙のとおり定め
たいので、承認を申請する。

（別紙）

令和 年度木材産業等高度化推進資金事業計画書

1 貸付方針

- (1) 事業経営改善合理化資金
- (2) 木材高度加工資金
- (3) 構造改善合理化資金
- (4) 林業経営改善資金

2 貸付条件

資金の種類	貸付利率				償還期限 (据置期間)		貸付限度額	備考
	短期資金		長期資金		短期資金	長期資金		
	保証なし	保証付き	保証なし	保証付き				
事業経営改善合理化資金 素材生産等促進資金 2倍協調資金 3倍協調資金 4倍協調資金 新規需要創出資金 2倍協調資金 素材転換促進資金(※1) 2倍協調資金 間伐等促進資金(※1) 2倍協調資金 3倍協調資金 4倍協調資金	%	%	%	%			千円	
木材高度加工資金(※2) 2倍協調資金								
構造改善合理化資金 チップ等安定供給資金(※1) 2倍協調資金 木材高度加工資金(※3) 2倍協調資金 原木確保協定促進資金(※4) 2倍協調資金 3倍協調資金								
林業経営改善資金 (略)								

- (注) 1 地域の実情により、別表に記載されている利率を超える利率を定める必要がある場合には、その理由を記載した書面を添付すること。
 2 3の表において、貸付計画のあるものについて記載すること。
 (※1) 素材転換促進資金、間伐等促進資金、チップ等安定供給資金については、平成29年度をもって廃止した資金であり、経過措置として現在認定されている合理化計画の認定期間終了まで記載すること。以下同じ。
 (※2) 令和2年度以降に認定する合理化計画による木材高度加工資金について記載すること。以下同じ。
 (※3) 令和元年度までに認定されている合理化計画による木材高度加工資金について記載すること。以下同じ。
 (※4) 原木確保協定促進資金については、令和元年度をもって廃止した資金であり、経過措置として現在認定されている合理化計画の認定期間終了まで記載すること。以下同じ。

3 貸付計画

資金の種類	貸付計画額		資金供給計画額	備考
	短期貸付	長期貸付		
事業経営改善合理化資金 (略)	百万円	百万円	百万円	
木材高度加工資金 2倍協調資金				
構造改善合理化資金 (略)				
林業経営改善資金 (略)				
計				

4 資金計画

資金供給計画額(百万円)		
農林漁業信用基金からの借入額	都道府県資金額	計

- (注) 1 資金供給計画額の計は、3貸付計画の資金供給計画額の計と合致すること。

5 資金供給金融機関

名 称	所 在 地	支 店 数

6 資金供給条件

項 目	条 件
利 率 期 間 利息の受取時期	

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿

〇〇県（都道府）知事

年度木材産業等高度化推進資金事業計画変更承認申請書

年 月 日付け第 号で承認を受けた木材産業等高度化推進資金事業計画について下記のとおり変更したいので承認を申請する。

記

- 1 変更事項の内容
- 2 変更理由
- 3 変更事業計画

別紙のとおり

(別紙)

1 貸付条件の変更

資金の種類	貸付利率 (%)				償還期限 (据置期間)		貸付限度額 (千円)		備考
	現行		変更		現行	変更	現行	変更	
	保証なし	保証付き	保証なし	保証付き					
事業経営改善合理化資金 (略)									
木材高度加工資金 2倍協調資金 短期資金 長期資金									
構造改善合理化資金 (略)									
林業経営改善資金 (略)									

2 貸付計画の変更

資金の種類	当初貸付計画額	変更貸付計画額	増(△減額)	当初資金供給計画額	変更資金供給計画額	増(△減額)	備考
事業経営改善合理化資金 (略)	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
木材高度加工資金 2倍協調資金 短期資金 長期資金							
構造改善合理化資金 (略)							
林業経営改善資金 (略)							

3 資金計画の変更

当初 資金供給 計画額 (百万円)	変更			増(△減額) (百万円)	備考
	資金供給計画額(百万円)				
	農林漁業信用基金からの借入額	都道府県資金額	計		

〇〇県（都道府）知事 殿

住所
氏名 （法人にあっては、名称
及び代表者の氏名）

年 月 日付け認定番号第 号で認定を受けた合理化計画に係る第
年度（計画期間 年 月 日～ 月 日）の事業実績につき、下記の
とおり報告します。

1 事業経営改善合理化資金関係

項 目		事 業 量			事 業 費	木材産業等高度化推進 資金認定額（実績欄に おいては借入額）
		地域材	左記以外	計		
合 理 化 計 画 に お け る 計 画	素材生産	m ³	m ³	m ³	千円	千円
	間伐等素材生産		—			
	素材引取	()	()	()		
	間 伐 材 等 素 材 引 取	()	()	()		
	素材転換	()	—	()		
	製品引取	()	()	()		
	間 伐 材 等 製 品 引 取	()	()	()		
	計 A	()	()	()		
	製 品 生 産	()	()	()		
	間 伐 材 等 製 品 生 産	()	()	()		
本 年 度 合 理 化 計 画 に 対 す る 実 績	素材生産		—			
	間伐等素材生産		—			
	素材引取	()	()	()		
	間 伐 材 等 素 材 引 取	()	()	()		
	素材転換	()		()		
	製品引取	()	()	()		
	間 伐 材 等 製 品 引 取	()	()	()		
	計 B	()	()	()		
	製 品 生 産	()	()	()		
	間 伐 材 等 製 品 生 産	()	()	()		
計画対実績の割合 B / A		() %	() %	() %	%	%

(注) 1 合理化計画における計画の欄について

- (1) 事業量については、
- ① 合理化計画書の事業計画から該当数値の素材換算したものを記入する。
 - ② 素材引取の()は、JAS認証業者等のJAS製品生産量を合理化計画書の事業計画から該当数値を転記する。
 - ③ 単独融資に係るものである場合、素材引取、素材転換及び製品引取の()は、需要開発に係る認定者にとっては、その生産計画量を、製材の日本農林規格(構造用製材に係るものに限る)に係る認定者にとっては、JAS製品生産計画量を合理化計画書の事業計画から該当数値を転記する。
 - ④ 間伐材等製品生産については間伐材等の素材及び製品の加工に要した経費を記入する。
- (2) 事業費については、合理化計画書の資金計画の計画事業量と単位当たりの事業費を乗じて該当資金ごとに算出したものを記入する。
- (3) 木材産業等高度化推進資金認定額は、合理化計画書の資金調達額の木材産業等高度化推進資金額を転記する。
- 2 本年度の合理化計画に対する実績の欄について
- (1) 事業量については、
- ① 合理化計画に掲げた事業の実績の素材換算数値を記入する。
 - ② 素材引取、素材転換及び間伐材等素材引取の()は、JAS認証業者等のJAS製品生産量を記入する。
 - ③ 単独融資に係るものである場合、素材引取、素材転換及び製品引取の()は、需要開発に係る認定者にとっては、その生産量を、製材の日本農林規格(構造用製材に係るものに限る)に係る認定者にとっては、JAS製品生産量を記入する。
- (2) 事業費については、
- ① 素材生産については、立木購入代金、素材生産を行うための作業道の開設又は改良に必要な費用、作業現場から最終土場までの素材生産実施費用としての集運材のための機械・施設の使用料又は作業労賃の総額を記入する。
 - ② 素材引取、素材転換及び製品引取については、地域材に係る素材又は製材品の引取金額を記入する。
 - ③ 間伐等素材生産については、間伐等に係る立木購入代金、素材生産を行うための作業道の開設又は改良に必要な費用、作業現場から最終土場までの素材生産実施費用としての集運材のための機械・施設の使用料又は作業労賃の総額を記入する。
 - ④ 間伐材等素材引取、間伐材等製品引取については、間伐材等の素材又は間伐材等に係る製材品の引取金額を記入する。
- (3) 借入額については、ピーク時の借入額を記入する。
- 3 計画対実績の割合は、百分率(小数点以下1位を四捨五入し単位止めとする。)で表す。

2 木材高度加工資金関係

(1) 立木等引取、素材生産に係る資金関係

項 目		事 業 量			事 業 費	木材産業等高度化推進資金認定額(実績欄においては借入額)
		地域材	左記以外	計		
合理化 計画 における 計 画	立木引取	m ³ ()	m ³ —	m ³ ()	千円	千円
	素材生産	()	()	()		
	素材引取	()	()	()		
	製品引取	()	()	()		
	計 A	()	()	()		
本年度 の合理化 計画 に対する 実績	立木引取	()	—	()		
	素材生産	()	()	()		
	素材引取	()	()	()		
	製品引取	()	()	()		
	計 B	()	()	()		
計画対実績の割合 B/A(素材換算値)		() %	() %	() %	%	%

(注) 1 合理化計画における計画の欄について

- (1) 事業量については、合理化計画書の事業計画から該当数値の素材換算したものを記入

- する。
- (2) 事業費については、合理化計画書の資金計画の計画事業量と単位当たりの事業費を乗じて該当資金ごとに算出したものを記入する。
- (3) 木材産業等高度化推進資金認定額は、合理化計画書の資金調達額の木材産業等高度化推進資金額を転記する。
- 2 本年度の合理化計画に対する実績の欄について
- (1) 事業量については、合理化計画に掲げた事業の実績の素材換算数値を記入する。
- (2) 事業費については、立木引取は立木購入代金等を、素材引取、製品引取は地域材に係る素材又は製材品の購入代金等を記入する。
- (3) 借入額については、ピーク時の借入額を記入する。
- 3 計画対実績の割合は、百分率（小数点以下1位を四捨五入し単位止めとする。）で表す。

(2) 木材加工に係る資金関係

項 目		事 業 量	事 業 費	木材産業等高度化推進資金認定額（実績欄においては借入額）
合理化計画における計画	素材の消費量	m ³	千円	千円
	製材品の消費量			
	計 A			
本年度の合理化計画に対する実績	素材の消費量			
	製材品の消費量			
	計 B			
計画対実績の割合 B / A		%	%	%

- (注) 1 合理化計画における計画の欄について
- (1) 事業量については、合理化計画書の事業計画から該当数値を転記する。
- (2) 事業費については、合理化計画書の資金計画の計画消費量と単位当たりの事業費を乗じて該当資金ごとに算出したものを記入する。
- (3) 木材産業等高度化推進資金認定額は、合理化計画書の資金調達額の木材産業等高度化推進資金額を転記する。
- 2 本年度の合理化計画に対する実績の欄について
- (1) 事業量については、合理化計画に掲げた事業の実績を記入する。
- (2) 事業費については、素材・製材品の消費に要した経費を記入する。
- (3) 借入額については、ピーク時の借入額を記入する。
- 3 計画対実績の割合は、百分率（小数点以下1位を四捨五入し単位止めとする。）で表す。

3 構造改善合理化資金関係

- (1) チップ等安定供給資金、木材高度加工資金、原木確保協定促進資金（立木等引取、素材生産に係る資金）関係

資 金 名		事 業 量			事 業 費	木材産業等高度化推進資金認定額（実績欄においては借入額）
項 目	地域材	左記以外	計			
合理化計画における計画	立木引取	m ³ ()	m ³ —	m ³ ()	千円	千円
	素材生産	()	()	()		
	素材引取	()	()	()		
	製品引取	()	()	()		
	計 A	()	()	()		
本年度の合理化計画に対する	立木引取	()	—	()		
	素材生産	()	()	()		

る実績	素材引取	()	()	()		
	製品引取	()	()	()		
	計 B	()	()	()		
計画対実績の割合 B / A (素材換算値)		() %	() %	() %		%

(注) 1 合理化計画における計画の欄について

- (1) 事業量については、合理化計画書の事業計画から該当数値の素材換算したものを記入する。
- (2) 事業費については、合理化計画書の資金計画の計画事業量と単位当たりの事業費を乗じて該当資金ごとに算出したものを記入する。
- (3) 木材産業等高度化推進資金認定額は、合理化計画書の資金調達額の木材産業等高度化推進資金額を転記する。

2 本年度の合理化計画に対する実績の欄について

- (1) 事業量については、合理化計画に掲げた事業の実績の素材換算数値を記入する。
 - (2) 事業費については、立木引取は立木購入代金等を、素材引取、製品引取は地域材に係る素材又は製材品の購入代金等を記入する。
 - (3) 借入額については、ピーク時の借入額を記入する。
- 3 計画対実績の割合は、百分率（小数点以下1位を四捨五入し単位止めとする。）で表す。

(2) 木材高度加工資金、原木確保協定促進資金（木材加工に係る資金）関係

資金名				
項目		事業量	事業費	木材産業等高度化推進資金認定額（実績欄においては借入額）
合理化計画における計画	素材の消費量	m ³	千円	千円
	製材品の消費量			
	計 A			
本年度の合理化計画に対する実績	素材の消費量			
	製材品の消費量			
	計 B			
計画対実績の割合 B / A		%	%	%

(注) 1 合理化計画における計画の欄について

- (1) 事業量については、合理化計画書の事業計画から該当数値を転記する。
- (2) 事業費については、合理化計画書の資金計画の計画消費量と単位当たりの事業費を乗じて該当資金ごとに算出したものを記入する。
- (3) 木材産業等高度化推進資金認定額は、合理化計画書の資金調達額の木材産業等高度化推進資金額を転記する。

2 本年度の合理化計画に対する実績の欄について

- (1) 事業量については、合理化計画に掲げた事業の実績を記入する。
 - (2) 事業費については、素材・製材品の消費に要した経費を記入する。
 - (3) 借入額については、ピーク時の借入額を記入する。
- 3 計画対実績の割合は、百分率（小数点以下1位を四捨五入し単位止めとする。）で表す。

4 林業経営改善資金

事業区分		事業量 (ha)	事業費 (千円)	木材産業等高度化推進資金認定額（実績欄においては借入額） (千円)
林業経営改善 所有森林	植栽			
	保育			
施業受託	植栽			
	保育			

計画における計画		間伐			
	経営受託	植栽			
		保育			
		間伐			
	委託	造林面積			
	計 A				
	委託	素材生産 C			
一貫作業	一貫作業 E				
本年度の林業経営改善計画に対する実績	所有森	植栽			
		保育			
	施業受託	植栽			
		保育			
		間伐			
	経営受託	植栽			
		保育			
		間伐			
	委託	造林面積			
	計 B				
	委託	素材生産 D			
	一貫作業	一貫作業 F			
	計画対実績の割合 B / A			%	%
計画対実績の割合 C / D			%	%	
計画対実績の割合 E / F			%	%	

(注) 1 林業経営改善計画における計画の欄について

- (1) 事業量については、林業経営改善計画書の3の(2)の「目標を達成するため必要な事項の実行計画量」の値を記入する。
- (2) 事業費については、林業経営改善計画書の4の「3の(2)のアからウまでの伐採事業、造林事業、林道事業の実施及び森林の取得等に必要な資金」の計の金額を各事業区分ごとに転記又は按分して記入する。
- (3) 木材産業等高度化推進資金認定額は、林業経営改善計画書の4の「3の(2)のアからウまでの伐採事業、造林事業、林道事業の実施及び森林の取得等に必要な資金」から推進資金からの借入金の額を転記する。

2 本年度の林業経営改善計画に対する実績の欄について

- (1) 事業量については、林業経営改善計画に掲げた事業の実績を記入する。
- (2) 事業費については、事業を実施するのに要した金額を記入する。
- (3) 借入額については、ピーク時の借入額を記入する。

3 計画対実績の割合は、百分率（小数点以下1位を四捨五入し単位止めとする。）で表す。

林野庁長官 殿

〇〇県（都道府）知事

貸付状況の報告について

年度上半期末における木材産業等高度化推進資金の貸付けの状況を別紙のとおり報告する。

別 紙

1 金融機関別貸付状況

(単位：千円、%)

金融機関名	協調倍率	上半期末 資金供給 残高 (A)	前年度末 貸付残高 (B)		上半期 貸付 (C)		上半期 償還 (D)		上半期末 貸付残高 (B+C-D=E)		金額 達成率	備考
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
	2倍協調資金											
	3倍協調資金											
	4倍協調資金											
	計											
	2倍協調資金											
	3倍協調資金											
	4倍協調資金											
	計											
	2倍協調資金											
	3倍協調資金											
	4倍協調資金											
	計											
計	2倍協調資金		()	()	()	()	()	()	()			
	3倍協調資金		()	()	()	()	()	()	()			
	4倍協調資金		()	()	()	()	()	()	()			
	計		()	()	()	()	()	()	()			

(注) 件数欄の記載は、金融機関から貸し出されるごとに1件として計上する貸付の件数を裸書きとし、()内にはそれぞれに該当する合理化計画認定者数(数人共同体の場合は団体ごとに1件とする)を記入する。

なお、()内の件数については次のように整理することとする。

- ①前年度末貸付残高の欄の記載は、前年度の貸付実績報告における当該数値を転記する。
- ②上半期貸付の欄の()内には、貸付残高の無い者に貸付けた場合の数を記入する。
- ③上半期償還の欄の()内には、償還により貸付残高が皆無となった者の数を記入する。
- ④上半期貸付未残高の欄の()内には、上半期末において資金を貸し付けている者の数を記入する。

		短期資金	2倍協調																
			3倍協調																
		長期資金	2倍協調																
			3倍協調																
林業経営改善資金	林業経営高度化推進資金	計	()		()		()		()		()		()		()		()		
		計	()		()		()		()		()		()		()		()		
		短期資金																	
		長期資金																	
	伐採・造林一貫作業推進資金	計	()		()		()		()		()		()		()		()		
		短期資金	2倍協調																
			3倍協調																
		長期資金	2倍協調																
	3倍協調																		
	計		()		()		()		()		()		()		()		()		

- (注) 1 件数欄の記載は、金融機関から貸し出されるごとに1件として計上する貸付の件数を裸書きとし、()内にはそれぞれに該当する合理化計画認定者数(数人共同体の場合は団体ごとに1件とする)を記入する。
 なお、()内の件数については次のように整理することとする。
- ①前年度末貸付残高の欄の記載は、前年度の貸付実績報告における当該数値を転記する。
 - ②上半期貸付の欄の()内には、貸付残高の無い者に貸付けた場合の数を記入する。
 - ③上半期償還の欄の()内には、償還により貸付残高が皆無となった者の数を記入する。
 - ④上半期末貸付残高の欄の()内には、当期末において資金を貸し付けている者の数を記入する。
- 2 JAS認証業者等の欄には、上半期末貸付残高のうち木材製品の規格化を促進するためJAS認証業者等に貸付けている件数及び貸付残高を記入する。ただし、製材の日本農林規格(構造用製材に係るものに限る)の認定業者は除く。
- 3 当該貸付欄の単独事業とは、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について」の記の第3の1の(3)の事業体に係る貸付けとする。

2 ○○年度資金種別借受者別貸付実績

(単位：件、千円)

資金の種類	借受者	前年度末貸付残高(A)		年度				当年度末貸付残高(A+B-C=D)	
				貸付(B)		償還(C)			
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業経営改善合理化資金	計								
	素材生産等促進資金	計 森林組合関係 森林所有者関係 木材協同組合関係 単独事業の その他							
	新規需要創出資金	計 森林組合関係 森林所有者関係 木材協同組合関係 単独事業の その他							
	素材転換促進資金	計 森林組合関係 木材協同組合関係 単独事業の その他							
	間伐等促進資金	森林組合関係 森林所有者関係 木材市場関係 木材協同組合関係 単独事業の その他 (再掲) 素材生産に要する資金 素材引取に要する資金 製品の引取に要する資金 加工に要する資金							
木材高度加工資金	計								
	森林組合関係 森林所有者関係 木材協同組合関係 単独事業の その他 (再掲) 加工に要する資金 原材料供給に要する資金								
構造改善合理化資金	計								
	チップ等安定供給資金	計 森林組合関係 森林所有者関係 木材協同組合関係 単独事業の その他 (再掲) 素材生産に要する資金 素材引取に要する資金 (製材等の残材含む)							

	木材高度加工資金	計 森林組合関係 森林所有者関係 木材協同組合関係 単独事業体の その他 (再掲) 加工に要する資金 原材料供給に要する資金							
	原木確保協定促進資金	計 森林組合関係 木材協同組合関係 単独事業体の その他							
林業経営改善資金		計							
	林業経営高度化推進資金	計 森林組合関係 森林所有者関係 木材協同組合関係 単独事業体の その他 (再掲) 造林に要する資金 素材生産に要する資金							
	伐採・造林一貫作業推進資金	計 森林組合関係 森林所有者関係 木材協同組合関係 単独事業体の その他 (再掲) 造林に要する資金 素材生産に要する資金							
		計							
	森林組合関係 森林所有者関係 流域林業サービスセンター 木材市場関係 木材協同組合関係 単独事業体の その他								

- (注) 1 森林組合関係は、森林組合及び森林組合連合会について計上する。(共販所を含む。)
- 2 森林所有者関係は、森林所有者(生産森林組合を含む。)及びその組織する団体について記入する。
- 3 流域林業サービスセンターは、立木の取得・譲渡を行う第3セクターについて記入する。
- 4 木材協同組合関係は、素材生産業、製材業、木材販売業等の協同組合等について計上する。
- 5 木材市場関係は、個人、法人、協同組合の開設している木材市場のすべてを計上する。
- 6 単独事業体関係は、法第4条第1項の事業経営改善計画に係るものについては、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について」の第3の1の(3)の事業体について計上し、法第4条第2項の構造改善計画に係るものについては、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について」の第3の2の(1)のAのうち単独事業体について計上する。(ただし、森林所有者及び木材市場関係については、それぞれの欄に計上する。)
- 7 その他には、1～6以外の者について計上する。

3 当年度貸付に係る事業の実績

(1) 事業経営改善合理化資金の貸付に係る地域材取扱量等

(単位：m3)

資 金 種 類	地 域 材 取 扱 量		
	単 独 事 業 体	左 記 以 外 の 事 業 体	計
総 量			
素材生産等促進資金 素材生産 (需要開発に係る素材生産量)	()	()	()
素材引取 (需要開発に係る製品生産量)	()	()	()
(J A S 製品生産量)	()	()	()
製品の引取 (需要開発に係る素材生産量)	()	()	()
(需要開発に係る製品生産量)	()	()	()
新規需要創出資金 素材引取 (J A S 製品生産量)	()	()	()
製品の引取			
素材転換促進資金 (需要開発に係る製品生産量)	()	()	()
(J A S 製品生産量)	()	()	()
間伐等促進資金 間伐等に係る素材生産 (需要開発に係る素材生産量)	()	()	()
間伐材等の素材引取 (需要開発に係る製品生産量)	()	()	()
(J A S 製品生産量)	()	()	()
間伐材等に係る製品の引取 (需要開発に係る製品生産量)	()	()	()

(注) 1 当年度貸付に係る地域材取扱量を素材換算数値で記入する。以下同じ。

2 材積の記載は、立方メートルを単位とし、小数第1位を四捨五入して単位止めとする。以下同じ。

3 単独事業体の欄については、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について」の第3の1の(3)の単独事業体の当年度における新製品の開発及びJAS材に係る生産量を記入する。以下同じ。

(2) 木材高度加工資金の貸付に係る地域材取扱量等

(単位：m3)

資 金 種 類	地 域 材 取 扱 量		
	単 独 事 業 体	左 記 以 外 の 事 業 体	計
木材高度加工資金 (立木の引取)	()	()	()
(素材生産)	()	()	()
(素材の引取)	()	()	()
(製品生産)	()	()	()
(製品の引取)	()	()	()

(3) 構造改善合理化資金の貸付に係る地域材取扱量等

(単位：m3)

資 金 種 類	地 域 材 取 扱 量		
	単独事業体	左記以外の事業体	計
チップ等安定供給資金			
(立木の引取)	()	()	()
(素材の引取)	()	()	()
木材高度加工資金			
(立木の引取)	()	()	()
(素材生産)	()	()	()
(素材の引取)	()	()	()
(製品生産)	()	()	()
(製品の引取)	()	()	()
原木確保協定促進資金			
(立木の引取)	()	()	()
(素材生産)	()	()	()
(素材の引取)	()	()	()
(製品生産)	()	()	()

(4) 林業経営改善資金の貸付に係る造林事業実行量

(単位：ha、m)

資 金 種 類	造林	保育	間伐	計	作業道
総 量					()
林業経営高度化推進資金					()
伐採・造林一貫作業推進資金					()

(注) 作業道欄は作業道の開設延長を記入する。()は、改良延長で外書き。

(5) 林業経営改善資金の貸付に係る素材生産量

(単位：m3)

資 金 種 類	生産量
総 量	
林業経営高度化推進資金	
伐採・造林一貫作業推進資金	

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿

県（都道府）知事

新規需要創出資金に係る対象製品の承認申請について

このことについて、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について（昭和 54 年 8 月 23 日付け 54 林野企第 83 号林野庁長官通知）の記の第 8 の 1 の (1)イの (イ)の h に該当するものとして承認されたく、下記のとおり申請する。

記

製品名	
新規需要の創出に関する概要	

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿

県（都道府）知事

貸付限度額の特認申請について

このことについて、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について（昭和 54 年 8 月 23 日付け 54 林野企第 83 号林野庁長官通知）の記の第 8 の 4 の（2）の規定に基づき、下記のとおり申請する。

記

- 1 特認の対象とする事業体等
 - (1) 事業体の名称及び所在地
 - (2) 木材取引の現況その他事業活動の概要
(注) 木材取扱量、国産材・外材別の取扱量については、過去 3 か年の実績を示すこと。
- 2 特認を必要とする資金種類及び貸付限度額
- 3 特認を必要とする理由
- 4 その他特記事項
(注) なお、申請に当たっては、合理化計画書の写しを添付すること。

あっせん申出書

令和 年 月 日

殿

申出者 住所
氏名

下記森林につき、あっせんに申し出ます。

記

1 認定を受けた林業経営改善計画の内容

認定都道府県名	認定番号	認定年月日	計画期間
		年 月 日	年 月 日～ 年 月 日

2 あっせんを受けることを希望する森林所有権の移転等の種類

- 森林の取得 分収林契約の締結 施業の受託
 その他 ()

※ 該当するものに✓をつける。「その他」は()内に具体的内容を記載。

3 あっせんにより森林所有権の移転等を希望する森林の所在地、面積等の条件

所在地	面積	その他
	ha	

※ その他の欄には、樹種、林相、林齢等の条件を記入する。
所在地については特定する必要はなく、区域を記載しても差し支えない。

4 あっせんによる森林所有権の移転等を受けた後の森林の取扱い（森林についての所有権の移転、使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を希望する場合に限る。）

--

※ 「森林経営計画の認定を受ける」、「市町村森林整備計画に定められる造林の標準的な方法並びに間伐及び保育の基準に従って施業を行う」等と記載する。

5 あっせんの登録期間

年 月 日 ～ 令和 年 月 日

※ あっせんの登録期間は、林業経営改善計画の計画期間を超えない範囲とする。

あっせん申出書

令和 年 月 日

殿

申出者 住所
氏名

下記森林につきあっせんで申し出ます。

記

- 1 あっせんを受けることを希望する森林所有権の移転等の種類
森林の譲渡 分収林契約の締結 施業の受託
その他 ()
※ 該当するものに✓をつける。「その他」は()内に具体的内容を記載。

- 2 あっせんにより森林所有権の移転等を希望する森林の所在地、面積等の現況

所在地	面積	その他
	ha	

※ その他の欄には、樹種、林相、林齢等の現況及び保安林等の施業の制限、地上権の設定等の有無を記入する。

- 3 あっせんによる森林所有権の移転等を受けた後の森林の取扱い（森林施業の委託を希望する場合に限る。）

※ 「市町村森林整備計画に定められる造林の標準的な方法並びに間伐及び保育の基準に従って施業の委託を行う」等と記載する。

- 4 あっせんの登録期間

年 月 日 ~ 令和 年 月 日

※ あっせんの登録期間は5年を超えない範囲とする。

あっせん申出者名簿

1 森林所有権の移転等のあっせんに申し出た林業経営改善計画の認定者

名簿登録		氏名 (名称)	住所	所有権の 移転等の 種類	森林所有権の移転等を希望する森林の条件			あっせんの 登録期間	あっせん後の 森林の取扱い	林業経営 改善計画の 計画期間
番号	年月日				所在地	面積	その他			
						ha				

2 森林所有者の移転等のあっせんに申し出た森林所有者

名簿登録		氏名 (名称)	住所	所有権の 移転等の 種類	森林所有権の移転等を希望する森林の現況			あっせんの 登録期間	あっせん後の 森林の取扱い
番号	年月日				所在地	面積	その他		
						ha			

(記載注意) 1 「年月日」は、あっせんに申し出た年月日を記載する。

2 「所有権の移転等の種類」の欄には、「所有権の移転」、「施業の受(委)託」、「分収林契約の締結」等の区分を記入する。

3 「あっせん後の森林の取扱い」の欄には、「森林経営計画の認定を受ける」、「市町村森林整備計画に従った施業」等を記入する。

別記様式18

あっせん実施通知書

(あっせん申出者)

令和 年 月 日

殿

都道府県知事 氏名

年 月 日付けで申出のあったあっせんについては、下記のとおり森林所有権の移転等の相手方を選定し、実施することとしたので通知する。

記

- 1 あっせんの相手方 ・氏名
 ・住所
- 2 森林所有権の移転等の種類
- 3 森林の所在地

別記様式19

あっせん実施通知書

(申出者以外の相手方)

令和 年 月 日

殿

都道府県知事 氏名

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第10条に基づくあっせんについて、あなたを下記のとおりあっせん申出者の森林所有権の移転等の相手方として選定し、あっせんを行うこととしたので通知する。

記

- 1 あっせんの相手方 ・氏名
 ・住所
- 2 森林所有権の移転等の種類
- 3 森林の所在地

別記様式20

(あっせん申出者)
あっせん打ち切り（拒否）通知書
令和 年 月 日

殿

都道府県知事 氏名

年 月 日付けで通知したあっせんについては、下記のとおり打ち切ったので（行わないこととしたので）通知する。

記

- 1 あっせんの相手方 ・氏名
 ・住所
- 2 森林所有権の移転等の種類
- 3 森林の所在地
- 4 あっせんを打ち切った（行わないこととした）理由

（記載注意）あっせんを行わない旨を通知する場合は、「あっせん拒否通知書」とし、「あっせんを行わないこととした理由」のみ記載する。

別記様式21

(申出者以外の相手方)
あっせん打ち切り通知書
令和 年 月 日

殿

都道府県知事 氏名

年 月 日付けで通知したあっせんについては、下記のとおり打ち切ったので通知する。

記

- 1 あっせんの申出者 ・氏名
 ・住所
- 2 森林所有権の移転等の種類
- 3 森林の所在地
- 4 あっせんを打ち切った理由

あっせん調書

	氏名	住所	申出年月日	申出の内容	
認定者			年 月 日		
所有者			年 月 日		
あっせんの内容	対象森林の所在地		あっせんを行った年月日		
			年 月 日		
	あっせんの結果	あっせんにより契約成立の場合			
		森林所有権の移転等の種類		面積	
				ha	
		あっせんによる契約不成立の場合			
		あっせん打切り等 年月日		あっせん打切り等の理由	
年 月 日					
あっせんの期間		年 月 日 ~ 年 月 日			

以上のとおり相違ないことを確認する。

年 月 日

あっせん担当職員 職 氏名

※ 「申出の内容」の欄には森林所有権の移転等の種類、樹種、林齢、林相等を記載する。
「あっせんによる契約不成立の場合」の欄には、あっせんを行わなかった場合及びあっせんを打ち切った場合にその旨について記載する。

台帳用	あっせん証明書交付の有無	有 (年 月 日) 無		
	台帳つづり込み年月日	年 月 日	台帳No.	

農林水産大臣 殿

都道府県知事

林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する
事項についての基本構想策定報告書

〇〇県（都道府）林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本構想を別添のとおり策定したので、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第2条の2第3項の規定に基づき、報告します。

別添1

林業経営類型について

都道府県が地域の林業経営の優良事例をもとに作成する経営類型の例としては、次のようなものが考えられるため、例えば、これらの中から主要な類型を選択するものとする。

1 林業経営体

自己森林（スギ）
自己森林（スギ）＋施業受託
自己森林（スギ）＋経営受託
自己森林（スギ）＋特用林産（菌床シイタケ）
自己森林（スギ）＋施業受託＋特用林産（原木シイタケ）

※ （ ）内の樹種は都道府県の実情に応じてスギ、ヒノキ、カラマツ等から定めるものとする。また、（ ）内のきのこは、上記のほかに、原木ナメコ、菌床ナメコ、菌床エノキタケ、菌床ヒラタケ、菌床ブナシメジ、菌床マイタケなどから定めるものとする。

2 林業事業体

造林事業
素材生産
造林事業＋素材生産

別添 2

林業経営類型ごとの指標（例）

〈林家〉

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	事業実行方式
自己森林 (スギ)	【自己森林】 〈樹種別面積等〉 人工林スギ ○ha 〈地位〉 中	〈機械装備〉 高性能林業機械システム (○m3/人日) 〈伐期等〉 ・伐期 80 年、スギ大径材 (径級 30~38cm) ・伐期 50 年、スギ中径材 (径級 20~28cm) 〈作業道等〉 ・林内路網密度 ○m/ha 〈生産量等〉 ・年間伐採量 ○○m3 ・年間保育作業量 ○ha	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施	・販売活動の強化 ・技術の改良・開発 ・作業効率の向上 ・森林施業技術や経営方法等に関する研修の受講

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	事業実行方式
自己森林 (スギ) + 施業受託	【自己森林】 〈樹種別面積等〉 人工林スギ ○ha 〈地位〉 中 【施業受託】 〈施業別年間受託面積〉 植栽 ○ha 保育 ○ha	〈機械装備〉 高性能林業機械システム (○m3/人日) 〈伐期等〉 ・伐期 80 年、スギ大径材 (径級 30~38cm) ・伐期 50 年、スギ中径材 (径級 20~28cm) 〈作業道等〉 ・林内路網密度 ○m/ha 〈生産量等〉 ・年間伐採量 ○○m3 ・年間保育作業量 ○ha (うち受託 ○ha)	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施	・販売活動の強化 ・技術の改良・開発・作業効率の向上 ・森林施業技術や経営方法等に関する研修の受講

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	事業実行方式
自己森林 (スギ) + 施業受託 + 特用林産 (原木シ イタケ)	【自己森林】 〈樹種別面積等〉 人工林スギ 〇ha 〈地位〉 中 【施業受託】 〈施業別年間受託面積〉 植栽 〇ha 保育 〇ha	〈機械装備〉 高性能林業機械システム (〇m3/人日) 〈伐期等〉 ・伐期 80 年、スギ大径材 (径級 30~38cm) ・伐期 50 年、スギ中径材 (径級 20~28cm) 〈作業道等〉 ・林内路網密度 〇m/ha 〈生産量等〉 ・年間伐採量 〇〇m3 ・年間保育作業量 〇ha (うち受託 〇ha)	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施	・販売活動の強化 ・技術の改良・開発 ・作業効率の向上 ・森林施業技術や経営方法等に関する研修の受講
	【乾シイタケ生産】 〈生産規模〉 年植菌ホダ木 〇〇〇本 年稼働ホダ木 〇〇〇本	・シイタケ原木栽培 ・原木購入 〈機械・施設設備〉 乾燥舎 〇m3 乾燥機 〇m3 発電器 〇台 軽トラック 〇台 散水施設 〇a ほだ木運搬車 〇台 〈生産量〉 乾シイタケ 〇〇〇kg		

〈 林業事業体〉

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	事業実行方式
造林事業 + 素材生産	〈年間造林・保育面積〉 植栽 ○○ha 保育 ○○ha 〈年間素材生産量〉 ○○○○m3 〈うち立木購入 ○○○m3〉 〈作業道の開設〉 年間延長 ○km	〈機械装備〉 高性能林業機械システム プロセッサ ○台 フォワーダ ○台 タワーヤーダ ○台 〈生産性〉 ○m3/人日	・ 林業部門と他部門の会計処理の分離	・ 林業に関する技術者又は技能者の配置 ・ 森林施業技術や販売方法等に関する研修の受講

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	事業実行方式
素材生産	〈年間素材生産量〉 ○○○○m3 〈うち立木購入 ○○○m3〉	〈機械装備〉 高性能林業機械システム プロセッサ ○台 フォワーダ ○台 タワーヤーダ ○台 〈生産性〉 ○m3/人日	・ 林業部門と他部門の会計処理の分離	・ 林業に関する技術者又は技能者の配置 ・ 森林施業技術や販売方法等に関する研修の受講

別添 3

〈森林整備法人等〉

	生産方式	経営管理の方法	事業実行方式
森林整備法人等	<p>〈経営面積の目標〉</p> <p>第〇次経営計画終了時〇ha (内 長伐期〇ha)</p> <p>〈目標樹種の割合〉</p> <p>現在： スギ〇%、 ヒノキ〇%、 マツ〇%</p> <p>令和〇年度：スギ〇%、 ヒノキ〇%、 マツ〇%</p> <p>〈保育の基準〉</p> <p>1～7年生下刈り、15年生除伐、 25年生初回間伐</p> <p>〈路網整備の目標〉</p> <p>現在：〇m/ha →令和〇年度：〇m/ha</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施業の集団化 ・ 契約期間の長期化 	<p>〈事業活動の改善〉</p> <p>適時・適切作業の確保</p> <p>〈作業形態合理化〉</p> <p>〇〇森林組合との施業委託契約、労務適正化</p> <p>〈販売活動の強化〉</p> <p>入札方式の改善、販売先の〇〇地域への拡大</p> <p>〈技術の改良開発〉</p> <p>枝打ち新技術の研修の強化</p> <p>〈機械の共同利用〉</p> <p>オペレーター研修の強化</p> <p>〈福利厚生、労働安全、労働力の確保〉</p> <p>各種保険への積極加入を森林組合に指導、夏期下刈り時の臨時雇用確保の強化</p>

合理化計画認定申請書

令和 年 月 日

県（都道府）知事 殿

住所 事業体等の所在地
氏名 名称及び代表者名
(※法人にあつては、登記して
いる住所、名称及び代表者名)

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第4条第1項の規定に基づき、合理化計画について認定を申請します。

[参 考]

1 設立年月日： 大正・昭和・平成・令和 年 月 日設立 (該当する年号に○を記入)

2 構成員名簿： 木材協同組合関係 数人共同の事業体
(※上記の該当する□に を記入し、下記の名簿に構成員の会社の住所、名称及び代表者名を記入)

構 成 員	事務所所在地 会 社 名 代 表 者 名	
構 成 員	事務所所在地 会 社 名 代 表 者 名	
構 成 員	事務所所在地 会 社 名 代 表 者 名	

※必要に応じて欄を増やすこと。

合 理 化 計 画 書
【事業経営改善合理化資金関係：素材生産等促進資金】

事業体等の名称	
---------	--

1 事業の経営の現状及び事業の経営改善に関する措置

(1) 事業体等に係る事項 (※該当する□にレ (チェック) を記入)

主な事業		<input type="checkbox"/> 素材生産 <input type="checkbox"/> 製材 <input type="checkbox"/> 加工 <input type="checkbox"/> 素材市場 <input type="checkbox"/> 製品市場 <input type="checkbox"/> 卸売	
事業体等の構成	森林所有者関係	<input type="checkbox"/> ①所有する森林面積がおおむね30ha以上の森林所有者(所有森林面積： ha)	
	森林組合関係	<input type="checkbox"/> ②森林組合 <input type="checkbox"/> ③森林組合連合会	
	木材協同組合関係	<input type="checkbox"/> ④中小企業等協同組合等の組合 <input type="checkbox"/> ⑤中小企業等協同組合等の連合会	
	単独事業体関係	<input type="checkbox"/> ⑥木材の年間取扱量がおおむね3,000m ³ 以上の事業体	
		<input type="checkbox"/> ⑦木材の年間取扱量がおおむね1,500m ³ 以上でかつ木材等の取扱量が増加するよう計画している事業体	
<input type="checkbox"/> ⑧木材の年間取扱量がおおむね1,000m ³ 以上でかつ間伐材等の取扱量が木材取扱量のおおむね5割以上の事業体であって、木材等の取扱量が増加するよう計画している事業体			
<input type="checkbox"/> ⑨新製品の開発等により木材の需要の拡大に努めている事業体 <div style="text-align: right;">(「付表－3」が必要)</div>			
数人共同の事業体	4人以上	<input type="checkbox"/> ⑩「製材の日本農林規格(構造用製材に係るものに限る)」の認証を受けた木材の製造を営む事業体(認証を受けたことを証明する書類の写しが必要)	
	2人以上	<input type="checkbox"/> ⑪法人格を有しない同一の目的を有する事業体 <div style="text-align: right;">(別紙「数人共同の事業体に係る参考資料」の記入が必要)</div>	
		<input type="checkbox"/> ⑫構成員における木材の年間取扱量計がおおむね3,000m ³ 以上の事業体 <div style="text-align: right;">(別紙「数人共同の事業体に係る参考資料」の記入が必要)</div>	
その他		<input type="checkbox"/> ⑬間伐等に係る素材生産又は間伐材等の素材若しくはこれらに係る製品の引取りの事業を計画している事業体 <div style="text-align: right;">(別紙「数人共同の事業体に係る参考資料」の記入が必要)</div>	
利率優遇要件	2倍協調要件		<input type="checkbox"/> ⑭JAS認証工場を営む者又は1年以内に認証が確実に見込まれる者の事業体 <div style="text-align: right;">(認証を受けたこと(又は認証中)を証明する書類の写しが必要。)</div> <div style="text-align: right;">(別紙「数人共同の事業体に係る参考資料」の記入が必要)</div>
	3倍協調要件		<input type="checkbox"/> ⑮造林公社、林業公社 <input type="checkbox"/> ⑯第3セクター <input type="checkbox"/> ⑰生産森林組合
			<input type="checkbox"/> 木材の年間取扱量がおおむね10,000m ³ 以上であって、計画期間内に木材の取扱量が増加するよう計画している事業体 <input type="checkbox"/> 選定経営体(該当する構成員：)
		<input type="checkbox"/> 木材の年間取扱量がおおむね3,000m ³ 以上であって、計画期間内に木材の取扱量が増加するよう計画している事業体	

(2) 事業の経営改善の基本的方向

(注) 加工を併せて行う者については、その加工に係る製品の生産に関する事項を、⑧の者については、木材需要の拡大に関する事項を含めて記入すること。

(3) 財務状況：〔最近3カ年の貸借対照表(又は資産・負債状況のわかる書類)、損益計算書及びその他参考となる書類を添付〕

(4) 事業等の現状・計画：(始期 年 月 日～終期令和 年 月 日)

年次計画等	現状(実績)		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	※担当者 記入欄 (伸び率)
木材取扱量 (m ³)	平均 計		木材取扱計画量 (m ³)					
	うち地域材	()						
	直近 計							
	うち地域材	()						
	2年前 計		うち地域材 (m ³)					
うち地域材	()	()	()	()	()	()		
3年前 計								
うち地域材	()							
□新製品等 □JAS								
素材 生産 計画 (m ³)	平均	[]	[]	[]	[]	[]	[]	
	直近	()	()	()	()	()	()	
	2年前	()						
	3年前	()						
素材引 取計 画 (m ³)	平均 計		素材引取計画量 (m ³)					
	うち地域材	()						
	直近 計							
	うち地域材	()						
	2年前 計		うち地域材 (m ³)					
うち地域材	()	()	()	()	()	()		
3年前 計								
うち地域材	()							
□新製品等 □JAS								
製品引 取計 画 (m ³)	平均 計		製品引取計画量 (m ³)					
	うち地域材	()						
	直近 計							
	うち地域材	()						
	2年前 計		うち地域材 (m ³)					
うち地域材	()	()	()	()	()	()		
3年前 計								
うち地域材	()							
□新製品等 □JAS								

素材加工計画量 (m³)	平均 計		素材加工計画量 (m³)					
	うち地域材	()						
	直近 計							
	うち地域材	()						
	2年前 計		うち地域材 (m³)					
	うち地域材	()	()	()	()	()	()	
3年前 計								
	うち地域材	()						
□新製品等 □JAS								
事業に直接従事する従業員数 (人)	平均							
	直近							
	2年前							
	3年前							
一人当たりの木材取扱計画量 (m³/人)	平均		一人当たりの木材取扱計画量 (m³/人)					
	うちJAS製品							
	直近							
	うちJAS製品							
	2年前		うちJAS製品量 (m³/人)					
	うちJAS製品							
3年前								
	うちJAS製品							

(注1) 「計画期間の始期及び終期」については、必ずしも「国等の会計年度」や「事業体の決算期」に合致させなくともよい。

(注2) 「現状(実績)」欄には、直近の実績を含む過去3ヵ年の実績及び平均値を記入する。

(注3) 「内訳」欄には、資金を借り受けようとする事業についてのみ計画量等を記載する。

(注4) 「素材生産計画量」欄の〔 〕：①の者については、主伐計画量を内書きで記入する。

⑧の者については、新製品の開発等(葉枯らしによる天然乾燥材)に係る素材生産計画量を内書きで記入する。(その他の事業体については、記入の必要なし。)

(注5) 各欄の()内には、間伐等又は間伐材等に係る取扱計画量を内書きで記入する。

(注6) 「□新製品等□JAS」欄について、⑧の者は、新製品の開発等に係る木材取扱計画量を内書で記入する。また、⑨の者は、JAS製品に係る素材引取計画量を内書で記入する。(その他の事業体については、記入の必要なし。)

(注7) ①の者については、「事業に直接従事する従業員数」欄及び「一人当たりの木材取扱計画量」欄の記入は不要。

(注8) 「一人当たりの木材取扱計画量」の「うちJAS製品」欄について、⑨の者は、JAS製品に係る一人当たりの木材取扱計画量を内書で記入する。(その他の事業体については、記入の必要なし。)

(注9) 素材生産又は素材・製品等の引取以外の事業を併せて行っている者については、「付表-1」を添付する。(数人共同の事業体については不要)

(注10) 数人共同の事業体以外の者については、「付表-2」を添付する。

2 事業の経営改善を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

資金調達先別金額等：（始期 年 月 日～終期令和 年 月 日）

ア 合計

年次計画		資金調達先別金額				
		木材産業等高度化推進資金		その他 金融機関資金	その他	所要資金額 (合計)
		短期運転資金	長期運転資金			
合 計	1年目 H...～	千円	千円	千円 ()	千円 ()	千円 ()
	2年目 H...～			()	()	()
	3年目 H...～			()	()	()
	4年目 H...～			()	()	()
	5年目 H...～			()	()	()

イ 素材生産

年次計画		資金調達先別金額					所要資金額算出基礎				
		木材産業等 高度化推進資金		その他 金融機関 資金	その他	所要 資金額 (合計)	素材生産 計画量 A	伐採・ 搬出等 諸経費 B	年間立木 購入費 C	年間資金 回転数 D	所要 資金額 (A×B+C) ÷D=E
		短期運 転資金	長期運 転資金								
素 材 生 産	1年目			()	()	()	m ³ /年	千円/m ³	千円/年	回/年	千円
	2年目			()	()	()					
	3年目			()	()	()					
	4年目			()	()	()					
	5年目			()	()	()					

ウ 素材・製品引取

年次計画		資金調達先別金額				所要資金額算出基礎					
		木材産業等 高度化推進資金		その他 金融機関 資金	その他	所要 資金額 (合計)	素材・ 製品引取 計画量 A	1m ³ 当 たり素材・ 製品価格 B	年間 輸送費 C	年間資金 回転数 D	所要 資金額 (A×B+C) ÷D=E
		短期運 転資 金	長期運 転資 金								
素材 引取	1年目			()	()	()					
	2年目			()	()	()					
	3年目			()	()	()					
	4年目			()	()	()					
	5年目			()	()	()					
製品 引取	1年目			()	()	()					
	2年目			()	()	()					
	3年目			()	()	()					
	4年目			()	()	()					
	5年目			()	()	()					

エ 素材加工

年次計画		資金調達先別金額				所要資金額算出基礎				
		木材産業等 高度化推進資金		その他 金融機関 資金	その他	所要 資金額 (合計)	素材製品 生産計画量 A	1 m ³ 当 たり加工 諸経費 B	年間資金 回転数 C	所要 資金額 (A×B)÷C= D
		短期運 転資 金	長期運 転資 金							
素材 加工	1年目			()	()	()				
	2年目			()	()	()				
	3年目			()	()	()				
	4年目			()	()	()				
	5年目			()	()	()				

(注1) 資金を借り受けようとする事業に係る金額等を記載する。

(注2) 「計画期間の始期及び終期」については、必ずしも「国等の会計年度」や「事業体の決算期」に合致させなくともよい。

(注3) イ素材生産に係る資金を借り受けようとする④の森林所有者については、「年間立木購入費」欄の記入は不要。

(注4) 計画期間内に本計画に係る設備投資を計画している場合には、ア合計、イ素材生産、ウ素材・製品引取並びにエ素材加工の「資金調達先別金額」の該当する各欄()内にその金額を記載する。

(注5) 制度資金、日本政策金融公庫資金、県単補助金、自己資金等については、「その他」欄に記載する。

付表－１：素材生産量・素材引取量・製品引取量の現状

※ 素材生産又は素材若しくは製品等の引取の事業を併せて行っている者が記入する。
 (数人共同の事業体は記載不要)

事業	現 状	現 状 (実績)				※ 担当者記入欄 年間地域材取扱量 (m ³)	
		平 均	直 近	2 年 前	3 年 前		
素材生産量 (m ³)	計					素材生産量	
素材引取量 (m ³)	計					素材引取量	
	うち地域材					製品引取量	
製品引取量 (m ³)	計					合 計	
	うち地域材						

(注1) 直近の実績を含む過去3ヵ年の実績及び平均値を記入する。

(注2) 数人共同の事業体については、別紙「数人共同の事業体に係る参考資料」に記入する。

付表－２：計画期間における素材等の主要購入先及び主要販売先 (※数人共同の事業体は記載不要)

	主 要 購 入 先				主 要 販 売 先			
	購入相手先	(業種)	所在市町村	構成比 (%)	販売相手先	(業種)	所在市町村	構成比 (%)
①								
②								
③								
その他								
計				100%				100%

(注1) 構成比の高い上位3社を記入するとともに、構成比の計が100パーセントになるようにする。

(注2) 数人共同の事業体については、別紙「数人共同の事業体に係る参考資料」に記入する。

付表－３：新製品の開発等の内容 (※単独事業体関係：⑧の事業体のみ記入する。)

(※該当する□にレ (チェック) を記入)

<input type="checkbox"/> 新製品の開発	<input type="checkbox"/> 「葉枯らしによる天然乾燥材」の生産 <input type="checkbox"/> 集成材 <input type="checkbox"/> フローリング <input type="checkbox"/> 単板積層材 <input type="checkbox"/> 幅はぎ板 <input type="checkbox"/> プレカット材 <input type="checkbox"/> 防腐・防虫処理材 <input type="checkbox"/> 乾燥材 <input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 新分野の需要 開拓	<input type="checkbox"/> 木造学校建築事業 <input type="checkbox"/> 木造公営住宅建設事業 <input type="checkbox"/> 産直住宅建設事業 <input type="checkbox"/> その他 ()

[別紙]

○ 数人共同の事業体に係る参考資料（構成員ごとに記入）

構成員名		代表者名	
------	--	------	--

参考－１ 年間木材取扱量の現状（実績）

事業		現 状	現 状（実績）			
			平 均	直 近	2年前	3年前
素材生産量（m ³ ）	計					
	うち地域材					
素材引取量（m ³ ）	計					
	うち地域材					
製品引取量（m ³ ）	計					
	うち地域材					
※担当者記入欄：年間地域材取扱量(m ³) ()内は間伐材		()	()	()	()	()

(注1) 構成員ごとの年間木材取扱量等の「現状（実績）」欄の合計値が、1(4)の「現状（実績）」欄と合致するよう留意する。

参考－２ 年間素材生産等計画量及び木材産業等高度化推進資金必要額

年次計画等		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
素材生産計画量（m ³ ）						
素材引取計画量（m ³ ）						
製品引取計画量（m ³ ）						
素材加工計画量（m ³ ）						
木材産業等高度化推進資金必要額（千円）	短期					
	長期					

(注) 構成員ごとの合計値が、1(3)の年次計画等及び2のア「資金調達先別金額」の木材産業等高度化推進資金の「短期運転資金」、「長期運転資金」と合致するよう留意する。

参考－３：計画期間における素材等の主要購入先及び主要販売先

	主 要 購 入 先				主 要 販 売 先			
	購入相手先	(業種)	所在市町村	構成比 (%)	販売相手先	(業種)	所在市町村	構成比 (%)
①								
②								
③								
その他								
計				100%				100%

(注1) 構成比の高い上位3社を記入するとともに、構成比の計が100パーセントになるようにする。

合理化計画認定申請書

令和 年 月 日

県（都道府）知事殿

住 所 事業体等の所在地
氏 名 名称及び代表者名
(※法人にあつては、登記して
いる住所、名称及び代表者名)

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第4条第1項の規定に基づき、合理化計画について認定を申請します。

[参 考]

1 設立年月日： 大正・昭和・平成・令和 年 月 日設立 (該当する年号に○を記入)

2 構成員名簿： 木材協同組合関係 数人共同の事業体
(※上記の該当するに を記入し、下記の名簿に構成員の会社の住所、名称及び代表者名を記入)

構 成 員	事務所所在地 会 社 名 代 表 者 名	
構 成 員	事務所所在地 会 社 名 代 表 者 名	
構 成 員	事務所所在地 会 社 名 代 表 者 名	

※必要に応じて欄を増やすこと。

合 理 化 計 画 書
【事業経営改善合理化資金関係：新規需要創出資金】

事業体等の名称	
---------	--

- 1 事業の経営の現状及び事業の経営改善に関する措置
(1) 事業体等に係る事項 (※該当する□にレ(チェック)を記入)

主な事業	<input type="checkbox"/> 製材 <input type="checkbox"/> 加工	
事業 体等 の 構 成	森 林 組 合 関 係	<input type="checkbox"/> ①森林組合 <input type="checkbox"/> ②森林組合連合会
	木 材 協 同 組 合 関 係	<input type="checkbox"/> ③中小企業等協同組合等の組合 <input type="checkbox"/> ④中小企業等協同組合等の連合会
	単 独 事 業 体 関 係	<input type="checkbox"/> ⑤合理化計画期間内に木材製品の生産量が増加するよう計画している事業体 <input type="checkbox"/> ⑥「製材の日本農林規格（構造用製材に係るものに限る）」の認証を受けた木材の製造を営む事業体（認証を受けたことを証明する書類の写しが必要）
	数人共同 の事業体	2人 以上 <input type="checkbox"/> ⑦法人格を有しない同一の目的を有する事業体 (別紙「数人共同の事業体に係る参考資料」の記入が必要)

- (2) 事業の経営改善の基本的方向

(3) 事業等の現状・計画：(始期 年 月 日～終期令和 年 月 日)
ア 素材等取扱量

年次計画等	現状 (実績)		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	※担当者 記入欄 (伸び率)
年間取扱計画量 (m ³) <input type="checkbox"/> 素材 <input type="checkbox"/> 製材品	平均 計		年間取扱計画量 (m ³)					
		うち地域材						
	直近 計							
		うち地域材						
2年前 計		うち地域材 (m ³)						
	うち地域材							
3年前 計								
	うち地域材							
引取量計 (m ³) <input type="checkbox"/> 素材 <input type="checkbox"/> 製材品	平均 計		引取計画量 (m ³)					
		うち地域材						
	直近 計							
		うち地域材						
2年前 計		うち地域材 (m ³)						
	うち地域材							
3年前 計								
	うち地域材							

- (注1) 「計画期間の始期及び終期」については、必ずしも「国等の会計年度」や「事業体の決算期」に合致させなくともよい。
(注2) 「現状 (実績)」欄には、直近の実績を含む過去3ヵ年の実績及び平均値を記入する。
(注3) 素材と製品の両方の取扱がある場合は、上段に素材、下段に製材品にする等区分して記入すること。
(注4) 数人共同の事業体以外の者については、「付表-1」を添付する。

イ 木材製品の生産計画量

年次計画等	現状 (実績)		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	※担当者 記入欄 (伸び率)
木材製品の 生産計画量 (m ³)	平均							
		直近						
	2年前							
		3年前						
JAS製品								
生産する 木材製品	<input type="checkbox"/> 製材 <input type="checkbox"/> 合板 <input type="checkbox"/> 集成材 <input type="checkbox"/> 単板積層材 <input type="checkbox"/> 防腐、防虫、耐火処理材 <input type="checkbox"/> 直交集成版 <input type="checkbox"/> 木質チップ、ペレット <input type="checkbox"/> その他							

- (注1) 「現状 (実績)」欄には、直近の実績を含む過去3ヵ年の実績及び平均値を記入する。
(注2) 数人共同の事業体以外の者については、「付表-1」を添付する。

(4) 財務状況：〔最近3ヵ年の貸借対照表 (又は資産・負債状況のわかる書類)、損益計算書及びその他参考となる書類を添付〕

2 事業の経営改善を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

資金調達先別金額等：（始期 年 月 日～終期令和 年 月 日）

ア 合計

年次計画		資金調達先別金額				
		木材産業等高度化推進資金		その他 金融機関資金	その他	所要資金額 (合計)
		短期運転資金	長期運転資金			
合 計	1年目 H...～	千円	千円	千円	千円	千円
	2年目 H...～			()	()	()
	3年目 H...～			()	()	()
	4年目 H...～			()	()	()
	5年目 H...～			()	()	()

イ 素材・製品引取

年次計画		資金調達先別金額					所要資金額算出基礎				
		木材産業等 高度化推進資金		その他 金融機関 資金	その他	所要 資金額 (合計)	素材・ 製品引 取計画 量 A	1m ³ 当 たり素 材・製 品価格 B	年間 輸送費 C	年間資 金回転 数 D	所要 資金額 (A×B+C) ÷D=E
		短期運転 資金	長期運転 資金								
素 材 引 取	1年目			()	()	()					
	2年目			()	()	()					
	3年目			()	()	()					
	4年目			()	()	()					
	5年目			()	()	()					
製 品 引 取	1年目			()	()	()					
	2年目			()	()	()					
	3年目			()	()	()					
	4年目			()	()	()					
	5年目			()	()	()					

ウ 加工

年次計画		資金調達先別金額				所要資金額算出基礎				
		木材産業等 高度化推進資金		その他 金融機関 資金	その他	所要 資金額 (合計)	製品生産 計画量 A	1 m ³ 当たり加工 諸経費 B	年間資金 回転数 C	所要 資金額 (A×B)÷C =D
		短期運 転資金	長期運 転資金							
加工	1年目			()	()	()				
	2年目			()	()	()				
	3年目			()	()	()				
	4年目			()	()	()				
	5年目			()	()	()				

(注1) 資金を借り受けようとする事業に係る金額等を記載する。

(注2) 「計画期間の始期及び終期」については、必ずしも「国等の会計年度」や「事業体の決算期」に合致させなくともよい。

(注3) 計画期間内に本計画に係る設備投資を計画している場合には、ア合計、イ素材・製品引取並びにウ加工の「資金調達先別金額」の該当する各欄()内にその金額を記載する。

(注4) 制度資金、日本政策金融公庫、県単補助金、自己資金等については、「その他」欄に記載する。

付表－１：計画期間における素材等の主要購入先及び主要販売先（※数人共同の事業体は記載不要）

	主 要 購 入 先				主 要 販 売 先			
	購入相手先	(業種)	所在市町村	構成比 (%)	販売相手先	(業種)	所在市町村	構成比 (%)
①								
②								
③								
その他								
計				100%				100%

(注1) 構成比の高い上位3社を記入するとともに、構成比の計が100パーセントになるようにする。

(注2) 数人共同の事業体については、別紙「数人共同の事業体に係る参考資料」に記入する。

[別紙]

○ 数人共同の事業体に係る参考資料（構成員ごとに記入）

構成員名		代表者名	
------	--	------	--

参考－1 年間木材取扱量の現状（実績）

事業	現 状	現 状（実績）			
		平 均	直 近	2年前	3年前
素材引取量（m ³ ）	計				
	うち地域材				
製品引取量（m ³ ）	計				
	うち地域材				
※担当者記入欄：年間地域材取扱量（m ³ ）					

（注1）構成員ごとの年間木材取扱量等の「現状（実績）」欄の合計値が、1(4)の「現状（実績）」欄と合致するよう留意する。

参考－2 年間素材生産等計画量及び木材産業等高度化推進資金必要額

年次計画等		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
素材引取計画量（m ³ ）						
製品引取計画量（m ³ ）						
製品生産計画量（m ³ ）						
木材産業等高度化推進資金必要額（千円）	短期					
	長期					

（注）構成員ごとの合計値が、1(3)の年次計画等及び2の「資金調達先別金額」の木材産業等高度化推進資金の「短期運転資金」、「長期運転資金」と合致するよう留意する。

参考－3：計画期間における素材等の主要購入先及び主要販売先

	主 要 購 入 先				主 要 販 売 先			
	購入相手先	（業種）	所在市町村	構成比（%）	販売相手先	（業種）	所在市町村	構成比（%）
①								
②								
③								
その他								
計				100%				100%

（注1）構成比の高い上位3社を記入するとともに、構成比の計が100パーセントになるようにする。

合理化計画認定申請書・合理化計画書 記載要領

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第4条第1項（事業経営改善計画）

(参考様式第2・3号)
合理化計画認定申請書

- 1 法人格を有しない団体（数人共同の事業体）については、代表者の主たる事務所所在地、名称、氏名を記入するものとする。なお、併せて構成員全員の所在地、会社名、代表者の氏名を〔参考〕2の構成員名簿に記入する。
- 2 法人格を有する団体（森林組合、中小企業等協同組合等）については、代表者の主たる事務所所在地、名称、氏名を記入するものとする。なお、併せて構成員全員の所在地、会社名、代表者の氏名を〔参考〕2の構成員名簿に記入（森林組合を除く。）する。
- 3 上記1、2以外で単独で資金を借り受けようとする事業体（単独事業体）にあつては、〔参考〕2の構成員名簿の記入は不要である。

合理化計画書

1 事業の経営の現状及び事業の経営改善に関する措置

(1) 事業体等に係る基本的事項

素材生産等促進資金の「森林所有者関係」欄の（所有森林面積：ha）は、単独又は複数の森林所有者が所有する森林面積の合計数値を求め、haを単位とし、小数点以下第1位を四捨五入して単位止めとする。

(2) 事業の経営改善の基本的方向

現在の業況を示しつつ、「経営改善に関する事項」や「財務状況の改善等に関する事項」等をどのように進めるかを記入する。
なお、新規需要創出資金については、木材の需要拡大に係る経営改善等について記載する。

(3) 事業等の現状・計画

- 1 材積の記入は、立方メートルを単位とし、小数点以下第1位を四捨五入して単位止めとする。（以下、材積の記入は同様とする。）
- 2 「現状（実績）」欄の記入に当たり、森林所有者については、直近の実績を含む過去5カ年の平均値を記入する。（この場合は、記入欄を増やし、4年前及び5年前の実績を記入する。）
- 3 「現状（実績）」欄の記入に当たっては、地域材とそれ以外の材の合計（素材生産に係るものを除く。）を記入する。なお、【うち地域材】欄には、そのうちの地域材の数量を内数で記入する。（以下「うち地域材」は同様とする。）
- 4 「事業等の現状・計画」の年次計画の記入に当たっては、「現状（実績）」の平均の値又は直近の値のどちらか低い方の値を基準に記入する。
- 5 事業に直接従事する従業員は、素材生産及び製材・製品生産の工程に直接携わる者で、経理事務員、販売営業員、工場清掃員等は含めない。
なお、常時雇用する従業員以外に日雇、臨時雇用者がある場合には、常時雇用する従業員の人数に、日雇、臨時雇用者の年間総延稼働日数を常時雇用する従業員の一人当たり平均年間稼働日数で除した数値を加えた数とする。
また、小数点以下第3位を四捨五入した数値を記入する。

〔例：常用雇用人数：10人（一人当たりの平均年間稼働日数：230日）
日雇、臨時雇用：5人（年間総延稼働日数：751日）
従業員数＝10人＋（751日÷230日）＝10人＋3.265人＝13.27人〕

6 「一人当たりの〇〇〇計画量」欄は、計画量を事業に直接従事する従業員数で除して求めることとし、小数点以下第3位を四捨五入した数値を記入する。

7 担当者記入欄（伸び率）の記入は不要である。（都道府県担当者が記入する。）

<p>(4) 財務状況</p> <p>2 事業の経営改善を実施するのに必要な資金の額及び調達方法 資金調達先別金額等</p>	<p>1 個人の事業体の場合は、任意の書式で過去3カ年分の貸借対照表（又は資産・負債状況のわかる書類）、損益計算書及び都道府県から求められた書類を作成し添付する。</p> <p>2 設立後3カ年分に満たない法人等については、設立後の財務状況を添付する。</p> <p>所要資金額算出基礎は、資金調達先別金額の合計の額の算出根拠となるものであり、その記入は次による。また、資金調達先別金額の「所要資金額（合計）」欄と所要資金額算出基礎の「所要資金額」欄は同額となる。</p> <p>① 「〇〇〇計画量A」欄は、1(4)の「事業等の現状・計画」欄に掲げた計画量を転記する。なお、素材生産等促進資金の「ウ 素材・製品引取」及び新規需要創出資金の「イ 素材・製品引取」においては、地域材の計画量を転記する。</p> <p>② 素材生産等促進資金の「イ 素材生産」における「伐採・搬出等諸経費B」欄は、計画時における近傍類似林分等の素材1立方メートルを生産するのに必要な伐採・搬出等に係る経費（千円/m³）を記入する。</p> <p>③ 素材生産等促進資金の「イ 素材生産」における「年間立木購入額C」欄は、年間で立木購入に必要な額を記入する。</p> <p>④ 素材生産等促進資金の「ウ 素材・製品引取」及び新規需要創出資金の「イ 素材・製品引取」における「1立方メートル当たり素材価格・製品価格B」欄は、計画策定時における価格の平均値を記入する。</p> <p>⑤ 素材生産等促進資金の「エ 素材加工」及び新規需要創出資金の「ウ 加工」における「1立方メートル当たり加工諸経費B」欄は、計画作成の前年度の諸経費（加工費）を前年度の生産量で除した経費（千円/m³）を記入する。</p> <p>⑥ 「年間資金回転数D」欄（「エ 〇〇〇加工C」）欄は、現況における実態的資金回転数及び決済条件の改善措置等を勘案した回転数を記入する。 〔※年間資金回転数＝1年間に資金の投下と回収が何回行われたかの回数〕</p>
<p>付表－1 素材生産・素材引取量・製品引取量の現状</p>	<p>1 素材生産、素材引取及び製品引取の事業を二つ以上合わせて行っている事業体が記入する。</p> <p>2 担当者記入欄（年間木材取扱量）の記入は不要である。（都道府県担当者が記入する。）</p>
<p>付表－2 計画期間における主要購入先及び主要販売先</p>	<p>1 「購入相手先」欄は、森林管理局、都道府県、市町村、森林組合及び会社名等を具体的に記入する（「販売相手先」欄も同様）。なお、個人の森林所有者から購入する場合は、具体的な氏名は記入せず、「個人」と記入する。</p> <p>2 「業種」欄は、素材生産においては、「国有林、公有林、私有林」別に記入し、その他は製材、加工、市場等の具体的な業種を記入する。</p> <p>3 「所在市町村」欄は、「〇〇市」や「△△町」と記入し、何丁目何番地等の記入は不要である。</p>
<p>〔別紙〕 数人共同の事業体に係る参考資料</p>	<p>構成員ごとに記入する。</p>

合理化計画認定申請書

令和 年 月 日

県（都道府）知事 殿

住 所 事業体等の所在地
氏 名 名称及び代表者名
(※法人にあつては、登記している住所、名称及び代表者名)

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第4条第2項の規定に基づき、合理化計画について認定を申請します。

共同申請者名簿

共同申請者 (異業種間の協定等の締結先)	事務所所在地 会社名 代表者名	
共同申請者 (異業種間の協定等の締結先)	事務所所在地 会社名 代表者名	

注1：異業種の例【森林所有者と素材生産業者、素材生産業者と製材業者、素材生産業者と原木市場、製材業者と加工業者、製材業者と製品市場等】

注2：必要に応じて欄を追加して記入すること。

合 理 化 計 画 書
【木材高度加工資金】

事業体等の名称	
---------	--

1 事業の経営の現状及び木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置

(1) 事業体等に係る基本的事項

ア 申請者（借受者） ※該当するにレ(チェック)を記入)

	主な事業	<input type="checkbox"/> 製材 <input type="checkbox"/> 加工
借受の 対象要件	<input type="checkbox"/> 高次加工機械等の活用	<input type="checkbox"/> 集成材製造施設 <input type="checkbox"/> 人工乾燥施設 <input type="checkbox"/> 薬剤処理施設 <input type="checkbox"/> プレカット加工施設 <input type="checkbox"/> 廃木材破砕・再生処理施設 <input type="checkbox"/> 製材用省力化設備 <input type="checkbox"/> 合板用省力化設備 <input type="checkbox"/> 木製組立材料製造用省力化設備 <input type="checkbox"/> 合板用原材料として広葉樹から針葉樹への原料転換を図るための機械設備
	<input type="checkbox"/> 合併等による体質強化	<input type="checkbox"/> 年間素材・製品取扱量がおおむね5,000m ³ 以上 (設立総会等の議事録等を添付すること) (付表-1を記入すること)
	<input type="checkbox"/> 高度加工	<input type="checkbox"/> JAS材生産 <input type="checkbox"/> 人工乾燥材生産 <input type="checkbox"/> 天然乾燥材生産 <input type="checkbox"/> 地域認証材の生産 <input type="checkbox"/> 集成材の生産 <input type="checkbox"/> プレカット材の生産
事業体等の 構成	森林組合関係	<input type="checkbox"/> 森林組合 <input type="checkbox"/> 森林組合連合会
	木材協同組合関係	<input type="checkbox"/> 中小企業等協同組合等の組合 <input type="checkbox"/> 中小企業等協同組合等の連合会
	単独事業体関係	<input type="checkbox"/> 製材業者 <input type="checkbox"/> 加工業者

イ 共同申請者（借受者） ※異業種間の協定等の締結相手方

	フリガナ 会社名	
	設立年月日	年 月 日
	借受の対象要件	<input type="checkbox"/> アに掲げる申請者に対して素材等の供給を行う
事業体等の 構成	森林組合関係	<input type="checkbox"/> 森林組合 <input type="checkbox"/> 森林組合連合会
	木材協同組合関係	<input type="checkbox"/> 中小企業等協同組合等の組合 <input type="checkbox"/> 中小企業等協同組合等の連合会
	単独事業体関係	<input type="checkbox"/> 森林所有者（素材生産を行っている者） <input type="checkbox"/> 素材生産業者 <input type="checkbox"/> 製材業者 <input type="checkbox"/> 加工業者 <input type="checkbox"/> 素材市場 <input type="checkbox"/> 製品市場 <input type="checkbox"/> 卸売業者

(注1) 共同申請者（借受者）が複数である場合は、欄を追加し、共同申請者（借受者）ごとに作成すること。

(注2) 協定書等（写）を添付すること。

ウ 共同申請者（借受者以外） ※異業種間の協定等の締結相手方

	フリガナ 会社名	
	設立年月日	年 月 日
	主な事業等 (<input type="checkbox"/> に「レ」を記入)	<input type="checkbox"/> 森林所有者（素材生産を行っている者） <input type="checkbox"/> 素材生産 <input type="checkbox"/> 製材 <input type="checkbox"/> 加工 <input type="checkbox"/> 素材市場 <input type="checkbox"/> 製品市場 <input type="checkbox"/> 卸売 <input type="checkbox"/> その他関連業種 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> ※関連業種の内訳：<input type="checkbox"/> 建築工事業 <input type="checkbox"/> 大工工事業 <input type="checkbox"/> 家具製造業 <input type="checkbox"/> インテリアデザイン業 <input type="checkbox"/> 設計監理業 </div>

(注1) 共同申請者（借受者以外）が複数である場合は、欄を追加し、共同申請者（借受者以外）ごとに作成すること。

(注2) 協定書等（写）を添付すること。

(2) 木材の生産部門又は流通部門の構造改善の基本的方向

--

(注) 高次加工機械等の活用又は合併等の体質強化に関する事項を含めて記入すること。

(3) 事業等の現状・計画：(始期 年 月 日～終期令和 年 月 日)
ア 素材・製材品取扱量等

年次計画等	現状 (実績)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	※担当者 記入欄 (伸び率)
年間取扱計画量 (m ³) <input type="checkbox"/> 素材 <input type="checkbox"/> 製材品	平均 計	年間取扱計画量 (m ³)					※注4
	うち地域材						
	直近 計						
	うち地域材						
	2年前 計	うち地域材 (m ³)					
うち地域材							
3年前 計							
うち地域材							
引取量計 (m ³) <input type="checkbox"/> 素材 <input type="checkbox"/> 製材品	平均 計	引取計画量 (m ³)					※注4
	うち地域材						
	直近 計						
	うち地域材						
	2年前 計	うち地域材 (m ³)					
うち地域材							
3年前 計							
うち地域材							
うち、協定等に基づく引取量 (m ³) <input type="checkbox"/> 素材 <input type="checkbox"/> 製材品	平均	※注3					※注4
	直近						
	2年前						
	3年前						
JAS無垢材に係る引取量							

- (注1) 「計画期間の始期及び終期」については、必ずしも「国等の会計年度」や「事業体の決算期」に合致させなくともよい。
 (注2) 「現状 (実績)」欄には、直近の実績を含む過去3ヵ年の年間取扱計画量等の実績及び平均値を記入する。
 (注3) 協定等に基づく1年目の引取量が年間取扱計画量の実績の平均値の1割以上であること。
 (注4) 5年目の年間取扱計画量が実績の平均値の2割以上増加するように計画すること。
 (注5) 素材と製品の両方の取扱がある場合は、上段に素材、下段に製材品にする等区分して記入すること。

イ 木材製品の生産計画量

年次計画等	現状 (実績)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	※担当者 記入欄 (伸び率)
木材製品の 生産計画量 (m ³)	平均						※注4
	直近						
	2年前						
	3年前						

(注1) 「現状 (実績)」欄には、直近の実績を含む過去3ヵ年の素材・製材品による木材製品の生産計画量等の実績及び平均値を記入する。

ウ JAS製品の生産計画量 (JAS材 地域認証材 集成材 プレカット材)

年次計画等	現状 (実績)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	※担当者 記入欄 (伸び率)
JAS材等の 生産計画量 (m ³)	平均						※注4
	直近						
	2年前						

	3年前							
うち、JAS無垢材の生産計画量 (m ³)	平均							
	直近							
	2年前							
	3年前							

(注1) 「現状(実績)」欄には、直近の実績を含む過去3ヵ年の素材・製材品による木材製品の生産計画量等の実績及び平均値を記入する。

(注2) 複数の種類の材を生産する場合は、上段、中段、下段に区分して記入する。

エ 乾燥材の生産計画量 (人工乾燥材 天然乾燥材)

年次計画等	現状(実績)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	※担当者 記入欄 (伸び率)
乾燥材の生産計画量 (m ³)	平均						
	直近						
	2年前						
	3年前						

(注1) 「現状(実績)」欄には、直近の実績を含む過去3ヵ年の素材・製材品による木材製品の生産計画量等の実績及び平均値を記入する。

(注2) 人工乾燥及び天然乾燥の両方を生産している場合は、上段に人工乾燥、下段に天然乾燥を記入する。

(4) 財務状況：〔最近3ヵ年の貸借対照表(又は資産・負債状況のわかる書類)、損益計算書及びその他参考となる書類を添付〕

2 木材の生産部門又は流通部門の構造改善を実施するのに必要な資金の額及び調達方法
 資金調達先別金額等：（始期 年 月 日～終期令和 年 月 日）

(1) 木材の高度加工に必要な資金

ア 合計

年次計画		資金調達先別金額				
		木材産業等高度化推進資金		その他 金融機関資金	その他	所要資金額 (合計)
		短期運転資金	長期運転資金			
合 計	1年目 H...～	千円	千円	千円	千円	千円
	2年目 H...～			()	()	()
	3年目 H...～			()	()	()
	4年目 H...～			()	()	()
	5年目 H...～			()	()	()

イ 加工

年次計画		資金調達先別金額					所要資金額算出基礎				
		木材産業等高度化推進資金		その他 金融機関 資金	その他	所要 資金額 (合計)	生産 計画量 A	1m ³ 当たり 加工 諸経費 B	年間 輸送費 C	年間 資金 回転数 D	所要 資金額 (A×B+ C)÷D= E
		短期運転 資金	長期運転 資金								
加 工	1年目			()	()	()	m ³ /年	千円/m ³	千円/年	回/年	千円
	2年目			()	()	()					
	3年目			()	()	()					
	4年目			()	()	()					
	5年目			()	()	()					

ウ 素材引取（JAS無垢材の原材料となるもの）

年次計画		資金調達先別金額					所要資金額算出基礎				
		木材産業等高度化推進資金		その他 金融機関 資金	その他	所要 資金額 (合計)	素材 引取 計画量 A	1m ³ 当 たり 素 材・製 品 価 格 B	年間 輸送費 C	年間 資金 回転数 D	所要 資金額 (A×B+ C)÷D= E
		短期運転 資金	長期運転 資金								
素 材 引 取	1年目			()	()	()					
	2年目			()	()	()					
	3年目			()	()	()					
	4年目			()	()	()					

5年目			()	()	()					
-----	--	--	-----	-----	-----	--	--	--	--	--

- (注1) 「計画期間の始期及び終期」については、必ずしも「国等の会計年度」や「事業体の決算期」に合致させなくともよい。
(注2) 申請者（借受者）が複数の場合における木材産業等高度化推進資金の合計額は、1億円以内とする。
(注3) 「生産計画量 A」は、上記1の(3)のイからエの計画量を転記することとし、複数の種類の材を生産を行う場合は、行数を増やし区分記入する。
(注4) 計画期間内に本計画に係る設備投資を計画している場合には、ア合計、イ加工並びにウ素材引取の「資金調達先別金額」の該当する各欄（ ）内にその金額を記載
(注5) 制度資金、日本政策金融公庫資金、県単補助金、自己資金等については、「その他」欄に記載する。

(2) 素材等の供給に必要な資金

ア 合計

年次計画		資金調達先別金額				
		木材産業等高度化推進資金		その他 金融機関資金	その他	所要資金額 (合計)
		短期運転資金	長期運転資金			
合 計	1年目 H...~	千円	千円	千円	千円	千円
	2年目 H...~			()	()	()
	3年目 H...~			()	()	()
	4年目 H...~			()	()	()
	5年目 H...~			()	()	()

イ 素材生産

年次計画		資金調達先別金額				所要資金額算出基礎					
		木材産業等高度化推進資金		その他 金融機関 資金	その他	所要 資金額 (合計)	素材生産 計画 量 A	伐採・ 搬出等 諸経費 B	年間 立木 購入費 C	年間 資金 回 転 数 D	所要 資金額 (A×B+C) ÷D=E
		短期運転 資金	長期運転 資金								
素 材 生 産	1年目			()	()	()	m ³ /年	千円/m ³	千円/年	回/年	千円
	2年目			()	()	()					
	3年目			()	()	()					
	4年目			()	()	()					
	5年目			()	()	()					

ウ 素材・製品引取

年次計画		資金調達先別金額				所要資金額算出基礎					
		木材産業等 高度化推進資金		その他 金融 機関 資金	その他	所要 資金 額 (合計)	素材・ 製品 引取 計画量 A	1m ³ 当 たり素 材・製 品価格 B	年 間 輸送費 C	年間 資金 回転 数 D	所要 資金額 (A×B+C) ÷D=E
		短期運転 資金	長期運転 資金								
素材引取	1年目			()	()	()					
	2年目			()	()	()					
	3年目			()	()	()					
	4年目			()	()	()					
	5年目			()	()	()					
製品引取	1年目			()	()	()					
	2年目			()	()	()					
	3年目			()	()	()					
	4年目			()	()	()					
	5年目			()	()	()					

エ 素材加工

年次計画		資金調達先別金額				所要資金額算出基礎				
		木材産業等高度化推 進資金		その他 金融 機関 資金	その他	所要 資金 額 (合計)	素 材 製 品 生 産 計 画 量 A	1 m ³ 当 たり 加 工 諸 経 費 B	年 間 資 金 回 転 数 C	所 要 資 金 額 (A×B) ÷C=D
		短期運転 資金	長期運転 資金							
素材加工	1年目			()	()	()				
	2年目			()	()	()				
	3年目			()	()	()				
	4年目			()	()	()				
	5年目			()	()	()				

(注1) 資金を借り受けようとする事業に係る金額等を記載する。

(注2) 「計画期間の始期及び終期」については、必ずしも「国等の会計年度」や「事業体の決算期」に合致させなくともよい。

(注3) イ素材生産に係る資金を借り受けようとする①の森林所有者については、「年間立木購入費」欄の記入は不要。

(注4) 資金を借り受けようとする共同申請者が複数である場合は、欄を追加し、共同申請者(借受者)ごとに作成すること。

(注5) 計画期間内に本計画に係る設備投資を計画している場合には、ア合計、イ素材生産、ウ素材・製品引取並びにエ素材加工の「資金調達先別金額」の該当する各欄()内にその金額を記載する。

(注6) 制度資金、日本政策金融公庫資金、県単補助金、自己資金等については、「その他」欄に記載する。

付表－ 1

(合併等により新たに設立された木材の加工を行う事業体)

合併等の実施状況

合併年月日	合併前の名称	合併等後の名称	合併等の目的

合理化計画認定申請書・合理化計画書 記載要領

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第4条第2項（構造改善計画）	
<p>(参考様式第4号) 合理化計画認定申請書</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 資金を借り受ける者が複数の場合は、借り受ける者ごとに記入する。 2 共同申請者名簿は、資金を借り受けない共同申請者が記入する。 (注1、2を参照)
<p>合理化計画書</p> <p>1 事業の経営の現状及び木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置</p> <p>(1) 事業体等に係る基本的事項</p> <p>(2) 木材の生産又は流通の構造改善等の基本的方向</p> <p>(3) 事業等の現状・計画</p> <p>(4) 財務状況</p>	<p>該当する□にレ(チェック)を記入する等、必要な記載を行う。(以下、同様とする。)</p> <p>現在の業況を示しつつ、「木材の生産の構造改善等に係る基本的方向」や「流通の構造改善等に係る基本的方向」等各資金ごとに構造改善等に必要な基本的方向を記入する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 材積の記入は、立方メートルを単位とし、小数点以下第1位を四捨五入して単位止めとする。(以下、材積の記入は同様とする。) 2 地域材とそれ以外の材の合計を記入する。なお、【うち地域材】欄には、そのうちの地域材の数量を内数で記入する。(以下「うち地域材」は同様とする。) 3 「事業等の現状・計画」の年次計画の記入に当たって、「現状(実績)」の平均の値又は直近の値のどちらか低い方の値を基準に記入する。 4 「うち、協定等に基づく〇〇引取量」欄は内数で記入する。 5 担当者記入欄(伸び率)の記入は不要である。(都道府県担当者が記入する。) <ol style="list-style-type: none"> 1 個人の事業体の場合は、任意の書式で過去3カ年分の貸借対照表(又は資産・負債状況のわかる書類)、損益計算書及び都道府県から求められた書類を作成し添付する。 2 設立後3カ年分に満たない法人等については、設立後の財務状況を添付する。
<p>2 木材の生産部門又は流通部門の構造改善を実施するのに必要な資金の額及び調達方法 資金調達先別金額等</p>	<p>所要資金額算出基礎は、資金調達先別金額の合計の額の算出根拠となるものであり、その記入は次による。また、資金調達先別金額の「所要資金額(合計)」欄と所要資金額算出基礎の「所要資金額」欄は同額となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 所要資金算出基礎の「〇〇〇計画量A」欄は、1(3)の「事業等の現状・計画」欄に掲げた計画量を転記する。 ② 所要資金算出基礎の「1立方メートル当たり素材価格B」欄は、計画策定時における価格の平均値を記入する。 ③ 所要資金算出基礎の「伐採・搬出等諸経費B」欄は、計画時における近傍類似林分等における、素材1立方メートルを生産するのに必要な伐採・搬出等に係る経費(千円/m³)を記入する。 ④ 木材高度加工資金における「1立方メートル当たり加工諸経費B」欄は、計画作成の前年度の諸経費(加工費)を前年度の生産量で除した経費(千円/m³)を記入する。 ⑤ 「年間資金回転数D」欄は、現況における実態的資金回転数及び決済条件の改善措置等を勘案した回転数を記入する。 [※年間資金回転数=1年間に資金の投下と回収が何回行われたかの回数]